

長崎県知事

中 村 法 道 様

---

# 提 言 書

令和 2 年 4 月

長 崎 県 市 長 会

県内 13 市の市政の推進につきましては、かねてより格別の御高配と御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

住民や地域により近い私たち基礎自治体には、地方財政が大変厳しい状況にある中で、人口減少・超高齢化という大きな課題をはじめ、環境問題、雇用問題、地域経済の活性化などの住民に身近な諸課題を抱え、長崎県と連携、協力しつつ安全・安心かつ個性豊かで活力あるまちづくりを進めることができます。

つきましては、厳しい行財政の状況下ではございますが、住民に身近な行政を担う基礎自治体の事情を十分に御賢察いただき、次の事項について特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 4 月

長崎県市長会

会長 田上富久



# 長崎県市長会

長崎市長	田上富久
佐世保市長	朝長則男
島原市長	古川隆三郎
諫早市長	宮本明雄
大村市長	園田裕史
平戸市長	黒田成彦
松浦市長	友田吉泰
対馬市長	比田勝尚喜
壱岐市長	白川博一
五島市長	野口市太郎
西海市長	杉澤泰彦
雲仙市長	金澤秀三郎
南島原市長	松本政博



## 県への提言事項目次

第1 都市財政の拡充強化に関する提言について -----	P 1
1 都市財政の充実強化について -----	P 1
2 条件不利地域における超高速プロードバンド整備の実現について -----	P 4
3 凈化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について -----	P 4
4 公共下水道への財政措置の拡大について -----	P 4
5 廃棄物処理対策の強化について -----	P 5
6 海岸漂着物対策の財政支援措置について -----	P 7
7 治水事業に対する財政措置等について -----	P 7
8 地方バス路線維持対策について -----	P 8
9 自然災害等対策事業に対する財源確保について -----	P 9
10 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について -----	P 10
11 離島航空路線の維持について -----	P 10
12 半島航路の維持・確保について -----	P 11
13 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について -----	P 11
14 市街地再開発事業に対する財政支援措置について -----	P 12
15 空き家対策への支援について -----	P 12
16 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について -----	P 12
17 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について -----	P 13
18 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について -----	P 14
19 離島振興に係る財政支援措置について -----	P 14
20 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について -----	P 15
21 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の継続について -----	P 15
第2 国民健康保険制度に関する提言について -----	P 30
第3 地域医療保健の充実強化に関する提言について -----	P 31
1 地域医療における医師確保対策等について -----	P 31
2 フッ化物洗口に対する財政支援措置について -----	P 33
第4 福祉施策の充実強化に関する提言について -----	P 35
1 子ども福祉医療費制度の創設について -----	P 35
2 私立幼稚園耐震補強工事補助制度の拡充について -----	P 35
3 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について -----	P 35
第5 介護保険制度等に関する提言について -----	P 36
1 第1号被保険者の保険料について -----	P 36
2 介護従事者的人材確保について -----	P 36

第6 九州新幹線等の整備促進に関する提言について	P 38
1 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について	P 38
2 県下幹線鉄道の整備改善について	P 38
3 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について	P 39
第7 高速道路網等の整備促進に関する提言について	P 41
1 道路網の整備について	P 41
2 地方における無電柱化事業の促進について	P 43
3 港湾の整備促進について	P 44
第8 農林水産業の振興に関する提言について	P 52
1 農業の振興対策について	P 52
2 水産業の振興対策について	P 54
第9 地域経済の活性化に関する提言について	P 59
1 地域経済牽引事業への支援措置について	P 59
2 工業団地の整備について	P 59
3 V・ファーレン長崎への支援について	P 59
第10 学校教育の充実に関する提言について	P 62
1 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置 の拡大について	P 62
2 少人数学級編成に伴う財政支援措置について	P 62
3 派遣指導主事の配置について	P 62
4 養護教諭の配置について	P 63
5 学校事務職員の配置について	P 63
6 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（S C）、スクール ソーシャルワーカー（S S W）」等配置に係る財政支援措置について	P 63
7 学校栄養職員・栄養教諭の配置について	P 63
8 学校図書館充実のための司書教諭の配置について	P 64
9 I C T 教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実と I C T 支援員配置 のための財政支援について	P 64
10 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について	P 64
11 特別支援学級編制基準の緩和について	P 65
12 統合型校務支援システムの導入について	P 65
13 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について	P 65

# 第1 都市財政の拡充強化に関する提言について

都市財政を拡充強化し、都市自治体が責任をもって自立した行財政運営を進めるため、次の事項について特段の措置を講じるよう、引き続き国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

## 1. 都市財政の充実強化について

### (1) 地方税財源の充実強化について

- ① 都市自治体が地域の実情に沿ったきめ細やかな行政サービスを持続的に行うとともに、人口減少を踏まえた地方創生に積極的に取り組むため、地方が担う事務と責任に見合う一般財源を充実確保する観点から、偏在性の少ない地方税体系を構築すること。
- ② 地方法人課税の偏在是正については、地方法人税の創設及び法人住民税法人税割の税率引き下げによる効果の十分な検証を行うとともに、地方法人課税の偏在是正措置による財源を効果的に活用すること。

また、地方税制の改正に際しては、地方自治体の意見を聞くとともに、減収分については、代替財源を確保するなど、地方自治体の歳入に影響を与えないようにすること。

なお、平成27年度税制改正において、ふるさと納税ワンストップ特例が創設され、寄附者の申告手続きの簡素化が図られているが、この措置において、国税からの控除分を地方自治体が負担する仕組みとなっていることから、速やかに改め、国において補填すること。

- ③ ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、関係市町村にとっては貴重な財源となっていることから、厳しい地方自治体の財政状況を踏まえ、その現行制度を堅持すること
- ④ 固定資産税は、市町村税収の大半を占める重要な基幹税目であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する平成30年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、減収分について確実な財源措置を講じるとともに、今後新たな特例措置を設けないこと。

(資料1-1参照)

## (2) 一般財源の総額確保等について

① 国から地方への税源移譲に伴う税源偏在による地方自治体間の財政力格差是正と一定の行政水準を確保するために、地方交付税の持つ財源調整と財源保障の両機能を強化すること。

また、地方交付税総額の算出基礎となる令和2年度の地方財政計画について、地方法人課税の偏在是正に係る経費や防災・減災・国土強靭化のための事業費が確保されている。

引き続き、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会资本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方税収や経済動向を踏まえた上で、必要な一般財源総額の安定的確保を図ること。

特に、全国市長会において、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」から、都市自治体の基幹税の充実を通じて、国民健康保険や介護保険、障がい福祉などの対人社会サービスや、人づくり・教育に関する分野の財源を確保するよう提言がなされていることから、所要の一般財源について確保を図ること。

② 地方交付税の財源不足額への対応として発行している臨時財政対策債は、令和2年度の地方財政計画においては約3.1兆円となっており、地方への負担転嫁や負担の後年度への先送りにつながっていることとなる。

恒常に生じている財源不足額への対応については、国の責務として確実に財源保障をすべきであり、臨時財政対策債によることなく地方交付税の法定率の引上げなどにより所要額を確保すること。

③ 地方交付税の算定にあたっては、多くの離島や半島を抱えるという本県の特殊性を十分考慮したものとともに、トップランナー方式による基準財政需要額の算定方法の見直しについては、各団体の状況を十分に踏まえたものとすること。

また、平成28年度の算定から平成27年の国勢調査人口が地方交付税に反映されることとなり、人口減少団体の交付税が急激に減少しないよう人口急減補正を拡充されているが、引き続き必要な補正を行うこと。

### (3) 国庫補助負担金の見直し等について

- ① 国の財政再建のための補助負担率の引き下げや、適正な額の税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止・縮減は行わないこと。また、全国的に増加する社会資本の整備需要に対し、国の予算確保が十分にされていない状況が続いているが、地方では地方創生を推進するために都市基盤整備を進めており、今後とも財源が必要であることから、道路・公園・漁港、市街地再開発などの基盤整備を着実に実施するため、事業計画に計上されている所要の財源を確保すること。
- ② 国庫補助負担金の見直しや新制度の創設にあたっては、「国と地方の協議の場」を活用するなどして、地方の意見を十分反映させること。
- ③ 東日本大震災・熊本地震被災地の復旧、復興事業については、財政措置を含め十分な対策を講じるとともに、被災地以外の各自治体に対する国庫補助負担金の配分についても、必要な公共事業の執行に支障が生じないよう留意すること。
- ④ 障害福祉のうち地域生活支援事業などについては、超過負担が生じていることから、地方自治体の財政運営に支障をきたしており、これらの国庫補助負担金の超過負担をすみやかに解消すること。
- ⑤ 国の政策に基づく新たな財政需要については、必要なものは普通交付税の措置ではなく、明確に国庫補助負担金により措置すること。

### (4) 県単独補助金等の見直しについて

長崎県は、中期財政見通しを踏まえたさらなる収支改善対策の中で県単独補助金等の見直しを進めている。

一方、県内市町においては、厳しい財政状況の中、人口減少対策をはじめとした地方創生の取り組みを進めているところであり、長崎県の財政健全化を目的として、一方的に補助金が削減されれば、住民生活に大きく影響し、その負担が市町に転嫁されることにもなりかねない。

このようなことから、地域経済や住民生活に影響のある補助金の削減などは行わないこと。

補助金の見直しについては、市町の予算編成に支障をきたさないよう、関係団体や市町に対して十分に協議・情報提供を行うこと。

## **2. 条件不利地域における超高速ブロードバンド整備の実現について**

スマートフォン等の普及により、無線による高速通信サービスも提供され始めており、今後、新たな無線技術を用いたより高速なサービスの提供も見込まれる。すべての世帯で超高速ブロードバンドが利用可能となるよう、条件不利地域における超高速ブロードバンド整備について、有線・無線を問わず民間通信業者による基盤整備を促進する財政及び技術的な支援措置並びに整備後の維持管理に対する支援措置の拡充を図ること。

## **3. 凈化槽設置整備事業における財政支援制度の拡充について**

浄化槽設置整備事業が生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するという大きな目的を担っていることに鑑み、住民の要望に応えていくために、補助制度の維持・拡充を国に強く働きかけること。

また、浄化槽維持管理費に対する財政措置の制度を創設するよう国に働きかけるとともに、県補助金に対する補正係数の減額措置について復元を行うこと。

(資料 1-2 参照)

## **4. 公共下水道への財政措置の拡大について**

### **(1) 公共下水道事業への財源確保について**

下水道事業を計画的、継続的に遂行するためには、多額の財源が必要であることから、財政的な支援を図るよう要望すると共に、特に、施設の耐震化や老朽化に伴う改築・更新事業に対する「防災・安全交付金」の予算額確保について強く要望する。

### **(2) 下水道施設への接続率向上について**

下水処理施設等の整備が年々進められ下水道事業の普及が進んでいる中、施設の適正な維持管理を図る上で利用者の接続率の向上は重要な課題である。

国の社会资本整備総合交付金の効果促進事業では、加入促進事業等への充当が可能とされているが、普及率が低い自治体においては施設整備を優先する必要があり、また普及が進んだ自治体においても、施設の耐震化や改築・更新が必要となるため、加入促進に対する財源を確保することが困難であることから、接続率の向上を図るための財政支援措置の拡充を講じるよう、国に働きかけること。

(資料 1-3 参照)

### (3) 下水道事業に係る現行の国庫補助制度の堅持について

財務大臣の諮問機関である財政制度等審議会において、下水道事業に係る現行の国庫補助制度について、水道事業の補助制度等を参考に見直しの議論がなされ、平成29年12月22日、国土交通省から下水道事業に係る社会资本整備総合交付金等の予算配分の考え方として、「アクションプランに基づく下水道未普及対策事業」、「下水道事業計画に基づく雨水対策事業」等の重点化の方針が示された。

下水道は、公共用水域の水質保全や浸水の防除を受けもつ、極めて公共性の高い社会资本であり、その国庫補助金は、地方財政法上、国が義務的に支出する負担金として整理されており、下水道法においても明確に施設の設置そして改築に対して、国が地方公共団体に補助できるとされている。

また、平成5年度には公共事業に係る補助率等が閣議了解で恒久化されており、下水道事業を実施する地方公共団体は、恒久化された補助率の下での国庫補助制度を前提とし、下水道の管理運営を行っている。

こうした下水道の特性を鑑み、下水道事業を継続的かつ計画的に遂行するためには、現行の国庫補助制度を堅持すること。

## 5. 廃棄物処理対策の強化について

### (1) 廃棄物処理施設等について

① 旧焼却施設は、老朽化が進むことにより倒壊や環境汚染の恐れが高まることから、早急な解体撤去が必要である。施設の解体撤去工事は多額の費用を要するが、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない工事は国の循環型社会形成推進交付金の対象とはならないことから、厳しい財政状況の中、市単独事業として実施が困難であるのが現状である。

今後、特に市町村合併により廃止した旧焼却施設の老朽化がさらに進むなど、環境汚染のリスクが高まることから、早急な解体撤去を行うことができるようになるため、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付金の対象とするよう国に働きかけること。また、県単独補助についても検討すること。併せて、し尿処理施設の解体撤去工事においても、同様の財政措置を講じること。

② 多額の建設費用を要する一般廃棄物処理施設については、循環型社会形成推進交付金が事業費に応じた要望額どおり交付されなければ、厳しい財政状況の中、適正な廃棄物処理事業の遂行が困難になる可能性がある。また、施設建設に対する地元住民との合意について、多大な時間と労力を要しているが、予算額の不足により施設建設の遅れなどが生じることになれば、信頼を損なう恐れがあり、それがひいては市民生活に影響を及ぼす懸念がある。

一般廃棄物処理施設の建設等を適切に進め、一般廃棄物処理事業の計画的な実施が可能となるよう、予算確保を図り、循環型社会形成推進交付金制度の安定化を図るよう国へ働きかけること。

## (2) 容器包装リサイクル法について

① 容器包装廃棄物発生抑制の一環として、使い捨て容器の製造・販売を規制する法令整備及び再利用可能な容器、いわゆるリターナブル容器の使用・回収が確実に行われるデポジット制度については、全国一律の制度として、課題となっている回収率や回収コスト等の解決を図り、法制化を早期に実施するよう国に求めること。

## (3) 家電リサイクル法について

① 特定家庭用機器再商品化法の対象となる家電製品の販売価格について、あらかじめ回収やリサイクルにかかる費用を含める前払い制度を導入すること。その制度が確立されるまでの間、収集運搬費用については、離島地区の負担増等に対して恒久的な助成制度の構築を図るよう国に求めること。

② 家電リサイクル法については、いわゆる家電4品目だけでなく、電子レンジ等の大型・重量家電品について対象品目とするなど制度の改善を図るよう国に求めること。

③ 指定引取場所については、家電リサイクル制度を支える仕組みとして、家電4品目の能率的かつ円滑な引渡しが確保されるよう、離島地区を含め、すべての市に設置するなど適正な配置を行うよう国に求めること。

④ 家電の不法投棄については、国・事業者の責任により啓発を行うなど防止対策の徹底を図るとともに、地方自治体が積極的にその対策に取り組めるよう、製造業者等の費用負担を含めた制度を構築するよう国に求めること。

#### (4) 小型家電リサイクル法について

小型家電リサイクル制度に伴って自治体に新たな財政負担が生じる場合は、国において財政支援措置を講じるよう国に求める。

#### (5) 廃スプリングマットレスのリサイクル・適正処理について

廃スプリングマットレスについては、販売される際に、リサイクル等の処理経費を製品価格に上乗せするなどにより、メーカー・販売店等の責任で回収する仕組みの構築を国に求める。

また、回収後の再使用や再生利用しやすい製品構造の設計等によるリサイクルや適正処理の仕組みを整備するよう国に求める。

### 6. 海岸漂着物対策の財政支援措置について

#### (1) 財政支援の継続について

海岸漂着物処理推進法第29条に規定する「離島地域の処理経費に対する特別の配慮を行う」に基づき、海岸漂着物処理については、補助率10分の10の全額国費により賄われていたが、平成27年度から実施されている「海岸漂着物等地域対策推進事業」では、漂流ごみ・海底ごみの回収処理について、新たに補助対象に加えられたものの、その補助率が引き下げられた。

よって、「海岸漂着物等地域対策推進事業」についても、従前の補助率10分の10に戻し、全額国費による対応とすること。

(資料 1-4 参照)

#### (2) 支援措置の拡充について

海岸漂着物の効率的な処理を行うため、必要な処理施設の整備に対する支援措置の拡充を図るとともに、技術開発に関する支援措置を講じることを国に働きかけること。

### 7. 治水事業に対する財政措置等について

#### (1) 河川の定期的な除草及び浚渫について

国及び県が管理する河川については、河川内に土砂などが堆積し、草木が繁茂している現状があることから、通水阻害に対する住民の不安意識は高く、近年頻発している集中豪雨による河川氾濫や浸水被害が懸念されている。については、治水事業の一環として県管理河川の定期的な除草や浚渫を要請する。

## (2) 治水事業に係る財政支援について

近年の頻発する集中豪雨による、河川氾濫や浸水被害が懸念されている中、国においては、令和6年度までの時限措置として、緊急的に実施する必要がある箇所として位置付けた河川等に係る浚渫について、特例債を活用できる地方財政措置を創設されることとなっている。

しかしながら、自治体が管理している準用河川や普通河川の箇所は多く、継続的に実施する必要がある。よって、県においては、河川浚渫事業に対する財政措置を講じるとともに、防災の観点からの治水事業全般に係る財政措置の拡充について国へ働きかけるよう要請する。

(資料 1-5 参照)

## 8. 地方バス路線維持対策について

### (1) 補助要件の緩和について

平成23年度からの国の改正補助制度では、大幅な補助要件の緩和がなされていることから、現在の県単独補助制度についても、県内の乗り合いバスの状況を踏まえつつ、キロ程10km以上、収益率20分の11の廃止等の補助要件の緩和に加え、年々厳しくなっている輸送量についての緩和も行うなど、必要に応じて制度の見直しを図り、より実効性のある制度となるよう対応すること。

また、収益率や輸送量が補助要件を下回った場合においては、国庫補助金の交付に準じ激変緩和を考慮して、実績に応じた段階的な補助を行うこと。

### (2) 生活交通路線の維持・確保について

同一行政区域を運行する生活交通路線の維持・確保について、市が維持すべきと判断した路線の維持費用について助成すること。

### (3) 路線撤退後の輸送手段の確保について

路線撤退後の輸送手段の確保にあたり、路線の再編やコミュニティバスをはじめスクールバス、福祉バスとの統合など、市の工夫のもとに路線の維持が図られている場合は、集落の点在や交通弱者など地域の課題や運行の実態に即し、その維持費用について助成すること。

### (4) 県営バス路線廃止の申し入れについて

県営バス路線廃止の申し入れに対しては、地域住民の生活交通路線の維持・確保を前提とすること。

#### (5) 路線の維持費用の助成について

県民にとって必要不可欠な交通サービスを維持するため、主要施設等を経由する路線の維持・確保を図り、路線の維持費用について助成すること。

#### (6) 地域内フィーダー系統路線への支援について

地域内フィーダー系統路線に対して運行費補助等の支援制度を設けること。

(資料 1-6 参照)

#### (7) バス料金の低廉化について

バスの利用拡大及びバス事業者の経営改善のため、路線バスの運賃についても、国境離島新法の航路運賃の低廉化と同様にJR並み運賃となるように支援できる制度を構築するよう国に要望すること。

### 9. 自然災害等対策事業に対する財源確保について

#### (1) 急傾斜地崩壊対策事業について

災害防止のため急傾斜地崩壊防止工事の実施、さらには、土砂災害防止法に基づく災害警戒区域等の指定と警戒避難体制づくりといったソフト面での対策も進めているが、危険箇所数が多いため、いまだ十分とはいえない状況にある。

国においては、社会资本整備重点計画に基づき重点的かつ効果的に事業を進めることとされているが、近年の「局地化・集中化・激甚化」した気象状況に鑑み、急傾斜地崩壊対策事業の推進を図り、がけ崩れの災害から国民の生命・財産を守るために、県においては、県下市町の逼迫した財政状況に配慮し、市町の地元負担率を低減すること。また、市事業の進捗に影響ないよう、要望どおりの事業費を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債において、市町村分についても対象事業として拡充されたが、期限付きであるため、継続した財源確保について、国へ働きかけること。

(資料 1-7 参照)

#### (2) 海岸保全施設などの整備・復旧について

本県は、多くの海岸線を抱えるという地理的条件により、台風等の自然災害により海岸保全施設への被害が頻発している。特に離島部及び海岸沿いの低地に居住する住民は、高潮や波浪による浸水被害に、日々不安を覚えながら生活している状況にある。

については、「安心して暮らせるまち」の実現は、最も基本的かつ優先して実現されるべき課題であるので、県において計画的に整備を進められているが、事業の進捗を図るため、十分な事業費の確保と迅速な対策事業を実施すること。

## 10. 離島航路事業に対する財政支援の拡充等について

### (1) 補助制度の柔軟な対応等について

旅客運賃の低廉化については、有人国境離島法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）に規定されている県計画に盛り込み、引き続き財源を確保すること。

さらに、対象地域に限らず他の離島航路についても、順次JR等本土交通機関を比較基準に見直しを進めるなど、財政支援拡充を図るとともに本土離島間における貨物輸送運賃の低廉化について、対象拡大を図ること。

### (2) 離島航路における海上高速交通体系の維持について

離島航路は人・物の流通手段として生活及び産業経済活動に欠くことのできない重要な役割を果たしている。

特に、ジェットフォイルは、高速かつ大量輸送が可能で住民にとって必要不可欠な存在となっている。

県内の離島航路に就航しているジェットフォイルは、船齢がいずれも25年以上経過しており、更新時期を迎えており、導入当時に比べ建造費が大幅に高騰しており、厳しい経営環境にある航路事業者の負担のみでジェットフォイルの更新を行うことは困難な状況にある。

ジェットフォイルの建造については、重要性をご理解いただき、建造が促進されるよう、財政投融資を原資とする建造融資枠の維持・拡大や船舶共有建造制度の償還に対する助成補助制度の創設を含めた航路事業者の負担軽減対策を早急に講じること。

(資料1-8 参照)

## 11. 離島航空路線の維持について

現在、離島三市（五島市、壱岐市、対馬市）と長崎空港及び福岡空港を結ぶ航空路線は、地域市民にとって主要な交通手段であり、交流人口の拡大に繋がっているが、地方航空会社が運航している路線において、機材の不具合による欠航が相次いでおり、今後の機材更新が課題となっている。

航空路線の安定的な維持を図るため、機材更新の補助対象割合が拡大されるよう国に働きかけ、地方公共団体の負担が必要な場合には県が負担すること。

また、今後、交流人口の拡大を目指し、航空路線を有効活用するため、壱岐空港においては、大型機材の就航が可能となる滑走路の延長、対馬空港においては、平成30年10月まで就航していたジェット機の代替機が離着陸できる滑走路距離を確保するため整備を早急に実施すること。

(資料1-9 参照)

## 12. 半島航路の維持・確保について

県においては、半島航路の安定的な運航の確保を図るため、次の事項について、国への働きかけと併せて積極的な措置を講じるよう強く要請する。

### (1) 価格競争力を維持するための公的支援措置の実施

陸上交通と同等の経費水準への運賃割引等の取組に対する財政支援制度の創設や、船舶建造費・改修費への助成による航路運賃の低廉化などを実施すること。

### (2) 船舶の燃料効率の改善など経営基盤の強化策の実施

省エネ化に資する改造等に対する更なる支援や、運航に要する船舶整備等に対する支援制度の創設又は運航欠損額に対する支援制度適用への支援などを実施すること。

### (3) 貨物や人の輸送手段の転換を図ることを促進するための施策の充実

モーダルシフトの取り組みに対する支援など、施策の充実を図ること。

### (4) 観光需要、交流人口の拡大等活性化に資する施策の拡充

航路のPRや広域的な観光周遊ルートの形成・旅行企画造成への支援など、施策の充実を図ること。

(資料 1-10 参照)

## 13. 国指定・選定の文化財の保存等に係る財政支援について

国指定・選定の文化財について、万全の保護を実行するため、保存修理・整備や防災事業に対する国の助成措置を受けた事業に対し、長崎県の「指定文化財補助金」の制度に沿って、市町等への補助金を確実に交付すること。

また、国指定・選定の文化財保存・活用に係る国庫補助事業（ハード事業）の地方負担については、一般補助施設整備等事業債の対象とされ、元利償還金に対する交付税措置が平成30年度より拡充されているが、更なる一般財源の負担軽減のため、国に対し有利な地方債制度の創設を実現するよう働きかけること。

特に、平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」や平成30年に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産は、長崎の宝であるばかりでなく世界の宝となっていることから、その保全に係る財政支援に関しては、特段の配慮を行うこと。

## **14. 市街地再開発事業に対する財政支援措置について**

市街地再開発事業は、市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るとともに、耐震性・耐火性に劣る老朽建築物の建替促進にもつながるもので、都市の再生にあたり非常に効果の高い取り組みであることから、安全で快適な生活環境の実現、都市活力の維持・向上及び県全体の経済浮揚の観点から、必要な財源の確保を国に働きかけるとともに、県においては、事業の採択要件・補助の対象・補助金の算定方法等について、国の要綱に準じた取扱いを行い、地方自治体負担分については事業の基礎額を国の要綱に基づき割増した場合も含め県・市同額とすること。

## **15. 空き家対策への支援について**

各市町では国の空き家再生等推進事業及び空き家対策総合支援事業を活用し、老朽した危険な空き家の除却に要する経費の一部に国と市・町とで補助を行っているところであり、各市町において増え続ける空き家の除却等に一定の成果を得ております。

また、空き家の除却は、治安の低下や犯罪の誘発、防災機能の低下、雑草繁茂や衛生害虫の発生といった公衆衛生の低下、景観の悪化や地域イメージの低下などの、外部不経済の解消につながり、また、都市のスポンジ化が進む地域において、市場への流通促進にも反映されることが予想されるため、長崎県地域住宅計画における良好な住環境の形成等を推進する有効な住宅施策でもあります。

人口減少等により、今後も空き家の増加が予想される中、今まで以上に県からの支援と協力が不可欠なものになってくるため、空家等対策の推進に関する特別措置法第十五条に「国及び都道府県は、市町村が行う空家等に関する対策の実施に要する費用に対する補助等、必要な財政上の措置を講ずるものとする」と規定されてことから県補助制度を創設すること。

## **16. 大規模災害時の防災拠点となる庁舎等整備に係る財政支援について**

市町村役場機能緊急保全事業は、平成28年4月の熊本地震を教訓とし、昭和56年の新耐震基準導入前に建設され、耐震化が未実施の本庁舎に係る建替えが実施できるよう、平成29年度から令和2年度の4年間を事業期間とした新たな財政支援が創設された。また、令和2年度までに実施設計に着手した事業については、令和3年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じる経過措置が設けられたところである。

しかしながら、新庁舎整備は、財源確保の時間を要するとともに、市民合意を含めた十分な準備期間と余裕をもった設計期間を必要とする。また、合併団体においては、本庁舎はもとより、耐震化未実施の総合支所等についても、建替えに係る財源の確保を必要としている。

については、市町村役場機能緊急保全事業の事業期間の更なる延長若しくは恒久化を図るとともに、対象施設についても拡充を図るよう国に働きかけること。

## 17. 現行過疎法期限終了後の新たな制度の創設について

長崎県内の過疎地域では、少子・高齢化や若年層の流出による人口減少が全国と比較して著しく、農林水産業の低迷や集落の消滅の危機など、過疎地域を取り巻く環境は依然として深刻な状況にある。

このような状況の中、過疎地域の自立促進・活性化のため、その地域の特性を活かした産業の振興や地域づくりの諸施策の実施には、過疎対策事業債をはじめとする現行の財政支援措置は、欠かすことのできない制度であるが、根拠法律である「過疎地域自立促進特別措置法」は、令和3年3月末の法期限となっているところである。

このため引き続き過疎地域の自立促進に向けての計画的・効果的な事業の実施のため、次の事項について国に強く要望すること。

- (1) 現行法の期限終了後も、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎法を制定すること。
- (2) 新たな過疎法においても、過疎地域の自立促進に必要な現行の過疎対策事業債の制度を維持すること。
- (3) 新たな過疎法における、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」について
  - ① 全域を過疎地城市町村とみなす「みなし過疎」については、引き続き現行の制度を堅持すること。
  - ② 市町村合併前の過疎市町村を過疎地域とみなす「一部過疎」については、新たな要件を設けることなく現行の制度を堅持すること。

(資料1-11 参照)

## **18. 公立小中学校施設整備等の財政支援拡充について**

各自治体では、老朽化した施設の長寿命化や、児童生徒が安心して学校生活を送るための教育環境の整備など、様々な課題への対応を求められているところであり、計画的な改修・整備を進めていくことが喫緊の課題となっている。

このことから、児童生徒の安全で安心な教育環境を着実に整備できるよう財源の確保及び補助単価の増額、補助率の嵩上げを図るよう国に強く働きかけること。

(1) 校舎等の外壁改修、屋上防水改修については、建物の長寿命化に有効であるものであり、改修周期から同時期に実施するが、防災機能強化事業として外壁改修のみ補助対象となるため、屋上防水改修についても補助対象とすること。

(2) 学校施設の新增改築にあたっては、校舎・屋内運動場のみならず、学校プールやグラウンド整備も併せて行い、効率的かつ効果的な教育環境の充実を図っているところであるが、同一の学校で校舎改築のみ補助決定がなされ、学校プールやグラウンド整備については不採択となるケースが多いため、一体的に補助を受けることができるよう必要な財源について着実に確保すること。

また、新增改築の補助割合は、負担金事業で配分基礎額の1/2、交付金事業で配分基礎額の1/3となっているが、実工事費と比較して配分基礎額が低いため、補助単価の増額を行うこと。

## **19. 離島振興に係る財政支援措置について**

一島一町村との合併については、財政面における合併効果のひとつである生活関連施設（ごみ処理施設、火葬場など）の統廃合が容易でないことや、住民の安全な暮らしを守るために、恒久的に提供すべき行政サービス（医療、消防など）に係る経費が必要である。

一島完結での行政サービス提供が継続できるよう、行政需要に見合った補正を創設すること。

## **20. 石綿含有仕上塗材の調査及び除去に対する助成制度の創設等について**

石綿含有仕上塗材に係る建築物等の解体・改造・補修に関して、平成 29 年 5 月 30 日付環境省通知により「適切な石綿飛散防止措置を講じること」とされたが、国土交通省の「建築物石綿含有建材調査マニュアル」（2014）によれば、0.1%以上の石綿を含む可能性のある民間建築物が全国で 280 万棟あり、その解体のピークが令和 10 年ごろに訪れると推計しており、これらの建築物所有者が増えていくことが予想され、石綿含有調査及び除去に係る費用の負担が大きくなる建築物所有者が増えていくことから、その負担を軽減するため、石綿含有仕上塗材の調査及び除去等に対する助成制度の創設を図ること、または既存の「住宅・建築物アスベスト改修事業」の対象として追加するよう国に強く要請すること。

## **21. 緊急防災・減災事業費及び緊急自然災害防止対策事業費の継続について**

- (1) 「緊急防災・減災事業費」について、事業年度が令和 2 年度までとなっており、事業年度終了後の在り方については、期間終了時の地方団体における防災・減災対策に関する取組や地域の実情、課題等を踏まえて検討とされている。このことについて、令和 3 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにより、所要額を確保するよう国に働きかけること。
- (2) 「緊急自然災害防止対策事業費」について、事業年度が令和 2 年度までとなっており、事業年度終了後の在り方については、「防災・減災、国土強靭化のための 3か年緊急対策」の動向等も踏まえて検討とされている。このことについて、令和 3 年度以降も現行と同様の地方財政措置を講じることにより、所要額を確保するよう国に働きかけること。

## 資料1-1

### 県内各市の償却資産(機械及び装置)とゴルフ場利用税交付金の現状

(単位:千円)

団体名	償却資産(機械及び装置)		※税額試算(1.4%)	ゴルフ場利用税交付金	
	平成29年度	平成30年度		平成29年度	平成30年度
長崎市	1,657,590	1,649,950		57,619	52,298
佐世保市	1,259,393	1,281,353		37,087	35,756
島原市	194,769	199,654	0	0	0
諫早市	2,039,842	1,943,803		37,170	36,710
大村市	779,839	672,609		19,613	19,882
戸戸市	187,106	219,415	0	0	0
松浦市	135,658	175,349	0	0	0
対馬市	219,487	204,504	0	0	0
壱岐市	166,401	177,267		1,955	1,955
五島市	288,749	301,888		5,332	4,822
西海市	369,836	376,607		26,692	25,244
雲仙市	200,170	239,586		9,899	9,000
南島原市	136,414	133,328		6,627	6,361
県内13市の合計	7,635,254	7,575,313		201,994	192,028

※「償却資産(機械及び装置)」、「税額試算」は平成29年度及び平成30年度の概要調書上の価格(課税標準額:県より)に1.4%を乗じたものである。  
また、償却資産(機械及び装置)については、大臣・知事配分を合算している。

# 資料1-2

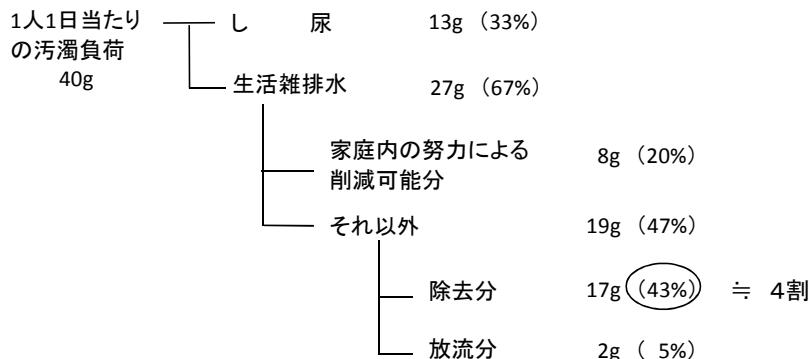
## 平成30年度 長崎県内(13市)における浄化槽基數等

市名	浄化槽基數(H31.3.31現在)								平成30年度実績	
	住宅用途(基數)		住宅用途以外(基數)		合計		国庫補助 基數	国庫補助 対象経費 (千円)		
	合併	みなし	合併	みなし	合併	みなし		合併	みなし	
長崎市	2,803	2,427	376	471	301	170	3,274	2,728	546	42 16,776
佐世保市	12,592	9,115	3,477	2,041	1,044	997	14,633	10,159	4,474	300 132,641
島原市	6,626	5,690	936	877	577	300	7,503	6,267	1,236	195 77,392
諫早市	7,734	7,223	511	1,039	674	365	8,773	7,897	876	126 59,036
大村市	1,101	1,073	28	221	174	47	1,322	1,247	75	22 10,236
平戸市	3,345	2,679	666	626	378	248	3,971	3,057	914	96 41,572
松浦市	1,391	1,240	151	369	222	147	1,760	1,462	298	43 16,780
対馬市	1,866	1,659	207	418	197	221	2,284	1,856	428	56 28,995
壱岐市	2,444	2,321	123	301	131	170	2,745	2,452	293	70 47,438
五島市	8,087	6,309	1,778	998	445	553	9,085	6,754	2,331	427 166,035
西海市	2,399	2,304	95	623	487	136	3,022	2,791	231	48 20,166
雲仙市	3,014	2,735	279	502	340	162	3,516	3,075	441	100 63,640
南島原市	4,579	3,916	663	610	154	456	5,189	4,070	1,119	111 62,673
合計	57,981	48,691	9,290	9,096	5,124	3,972	67,077	53,815	13,262	1,636 743,380

### ◎ 国庫補助基本額の考え方

生活雑排水の除去に係る分のうち、個人の努力により削減可能な分を除いた真に社会的便益に相当する分について公費負担を行うとの考え方方に立って、公費負担は人槽区分にかかわらず定率(4割)として、人槽ごとの国庫補助基準額を算定する。

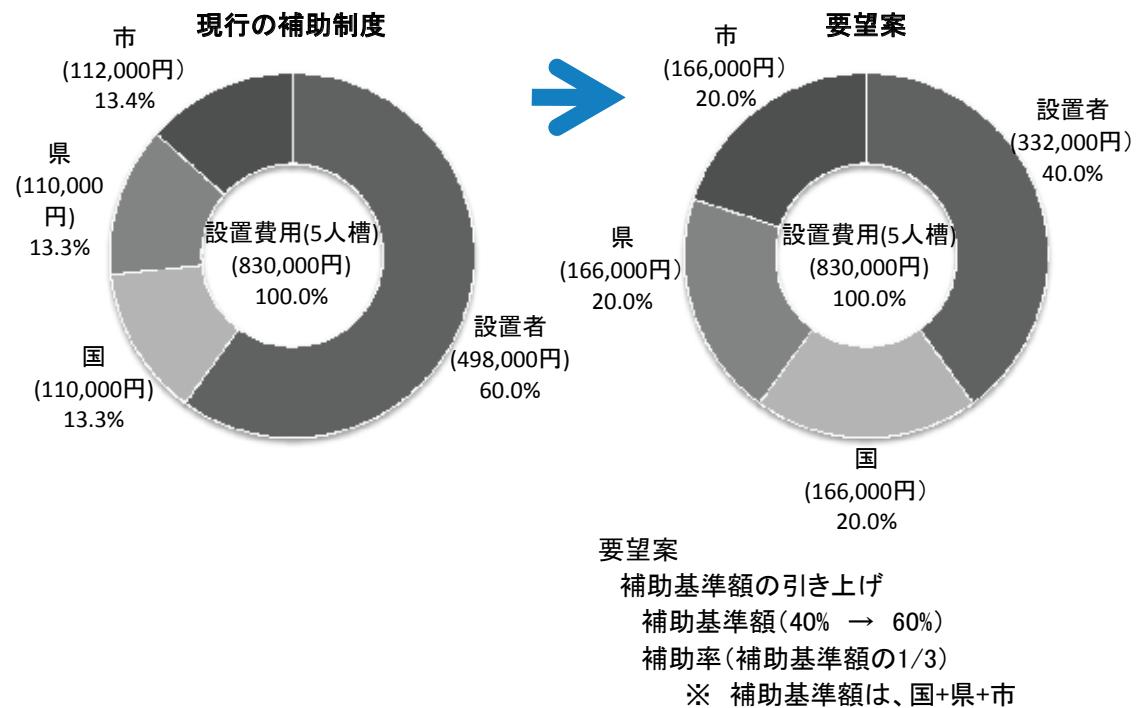
### BOD換算による汚濁負荷排出割合



○浄化槽設置整備事業の補助制度概要

現行の補助制度

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	60.0%	13.3%	13.3%	13.4%	40.0%
5人槽	830,000 円	498,000 円	110,000 円	110,000 円	112,000 円	332,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	621,000 円	138,000 円	138,000 円	138,000 円	414,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	819,000 円	182,000 円	182,000 円	182,000 円	546,000 円



○【参考】1世帯当たりの浄化槽維持管理経費(佐世保市の場合)

(単位:円)

人槽	保守点検	清掃	法定検査		維持管理経費合計 ()は下水道使用料との差	
			1年目	2年目以降	1年目	2年目以降
					()は下水道使用料との差	
5人槽	15,000	20,000	10,000	5,000	45,000 (24,306)	40,000 (19,354)
7人槽	15,200	25,700	10,000	5,000	50,900 (30,206)	45,900 (25,254)
10人槽	15,400	37,100	10,000	5,000	62,500 (41,806)	57,500 (36,854)

※1世帯当たりの平均下水道使用料(H28年度)…年間約20,694円 水道局営業課業務係確認

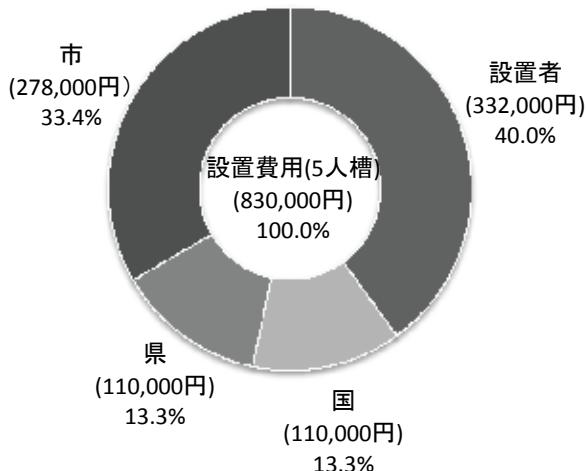
※維持管理費については、H22～H28年度の維持管理委託契約書からの平均値

※法定検査料改訂(平成28年4月1日) 5～10人槽(1年目 10,000円 2年目以降 5,000円)

【参考】佐世保市の補助制度(申請者居住住宅 改築の場合)

区分	設置費用	設置者	国	県	市	国+県+市
負担割合	100.0%	40.0%	13.3%	13.3%	33.4%	60.0%
5人槽	830,000 円	332,000 円	110,000 円	110,000 円	278,000 円	498,000 円
6～7人槽	1,035,000 円	414,000 円	138,000 円	138,000 円	345,000 円	621,000 円
8～10人槽	1,365,000 円	546,000 円	182,000 円	182,000 円	458,000 円	822,000 円

佐世保市の補助制度(改築の場合)



佐世保市浄化槽設置補助金額(国+県+市)

(単位:千円)

通常 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	498	374	249	187
6～7人槽	621	466	311	233
8～50人槽	822	617	411	309

(単位:千円)

高度 人槽区分	申請者居住住宅		申請者居住住宅以外	
	改築	新築	改築	新築
5人槽	610	486	305	243
6～7人槽	693	538	347	269
8～50人槽	850	645	425	323

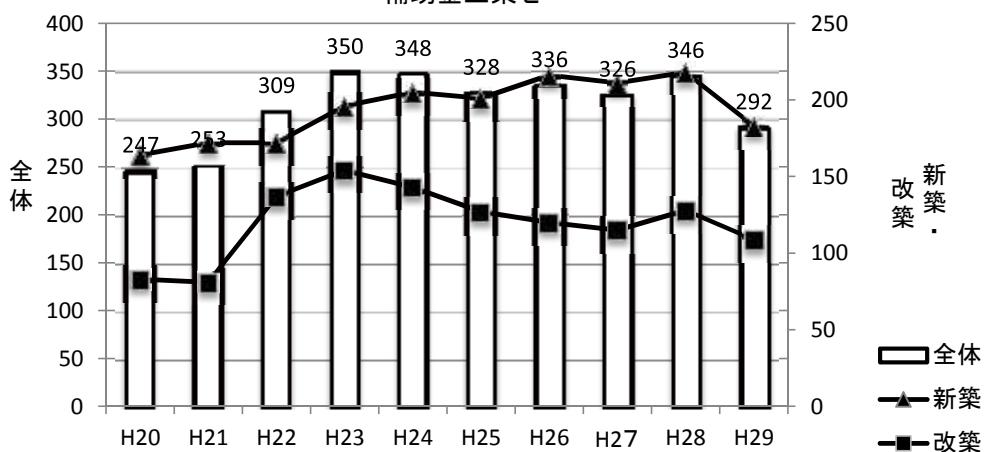
◎平成22年度から補助金を上乗せした結果

(単位:基)

結果	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度
補助基数	247	253	309	350	348	328	336	326	346	292
うち改築	83	81	137	154	143	201	120	115	128	109
うち新築	164	172	172	196	205	127	216	211	218	183



補助金上乗せ



## 資料1-3

### 公共下水道事業概要(H31.3.31現在)

項目	長崎市	佐世保市	島原市	諫早市	大村市	平戸市	松浦市	対馬市	壱岐市	五島市	西海市	雲仙市	南島原市
(1) 行政区域内人口(人)(A)	418,998	249,949	44,907	136,776	96,159	31,223	22,724	30,524	26,536	36,611	27,719	43,609	45,695
(2) 下水道処理区域内人口(人)(D)	394,114	146,196	未着手	75,190	85,850	未着手	4,850	3,344	未着手	3,124	14,572	9,000	5,967
(3) 水洗便所設置済人口(人)(E)	382,363	133,786		63,784	83,771		3,446	1,804		2,022		611	3,706
(4) 全体計画面積(ha)(H)	6,914	4,211		2,757	2,641		424	188		154			225
<b>(5) 普及率</b>													
ア 下水道普及率 D／A × 100(%)	94.1	58.5		55.0	89.3		21.3		12.6		11.3	33.4	13.1
イ 接続率 E／D × 100(%)	97.0	91.5		84.8	97.6		71.1		53.9		64.7	61.8	62.1
<b>(6) 総事業費(千円)(J)</b>													
同上財源													
ア 国庫補助金(千円)													
イ 企業債(千円)													
ウ 受益者負担金(千円)													
工 流域下水道建設費負担金(千円)													
オ その他(千円)													
同上のうち用途内訳													
ア 管きよ費(千円)													
イ ポンプ場費(千円)													
ウ 処理場費(千円)													
工 流域下水道建設費負担金(千円)													
オ その他(千円)													
<b>(7) 補助対象事業費(千円)(K)</b>													
(8) 補助率K／J × 100(%)													
(9) 下水管布設延長(km)													
(10) 終末処理場数(ヶ所)													
(11) 計画処理能力(m <sup>3</sup> ／日)(L)													

※算定根拠: 平成30年度決算統計(平成31年3月31日)

# 資料1-4

## 海岸漂着物対策の財政支援措置に関する資料

市名	事業費（千円）			備考
	H28年度	H29年度	H30年度	
長崎市	事業なし			
佐世保市	10,735	5,669	9,837	
島原市	事業なし		1,178	
諫早市	事業なし			
大村市	事業なし	205	1,097	
平戸市	8,018	5,214	6,706	
松浦市	2,018	2,058	2,015	
対馬市	308,709	284,042	285,206	
壱岐市	38,712	60,933	58,579	
五島市	59,484	59,511	85,792	
西海市	事業なし			26年度まで実施
雲仙市	3,132	2,275	3,013	
南島原市	1,432	1,791	2,218	
合計	432,240	421,698	455,641	



## 資料1-5

### ◎各市における浚渫事業の現状

市	件 数		事 業 費(千円)	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
長崎市	2	4	1,278	7,027
佐世保市	13	11	9,854	7,156
島原市	1	1	1,289	1,074
諫早市	17	18	6,494	6,498
大村市	1	2	283	598
平戸市	4	4	2,169	4,025
松浦市	3	1	1,128	320
対馬市	0	15	0	4,898
壱岐市	2	0	6,242	0
五島市	1	1	1,129	810
西海市	0	0	0	0
雲仙市	14	4	12,678	623
南島原市	0	0	0	0
計	58	61	42,544	33,029

※各市実績調査結果による。

(諫早市の場合の現状)



浚渫が完了した河川



大雨時に増水した河川の状況

# 資料1-6

## 平成30年度 地方バス路線維持対策に関する自治体補助実績一覧

### 1. 乗合バス事業者に対する補助

No.	市	国庫補助路線に関する補助		県単補助路線に関する補助		市単独補助路線に関する補助	
		路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)	路線数	市補助額(円)
1	長崎市	4	0	0	0	10	91,060,508
2	佐世保市	2	17,587,000	1	988,000	4	18,829,000
3	島原市	0	0	4	5,693,000	31	16,683,000
4	諫早市	6	24,547,000	5	32,138,000	61	151,672,000
5	大村市	1	1,113,000	0	0	13	68,585,000
6	平戸市	1	9,161,000	1	9,635,000	13	77,102,000
7	松浦市	3	32,633,000	0	0	10	52,537,000
8	対馬市	3	0	2	3,847,659	25	83,179,157
9	壱岐市	0	0	1	1,431,000	30	69,223,000
10	五島市	4	19,379,045	3	4,475,524	25	85,524,431
11	西海市	1	1,228,000	0	0	6	51,314,000
12	雲仙市	0	0	4	4,967,000	17	12,636,000
13	南島原市	0	0	4	7,181,000	31	47,664,000
合計		105,648,045		70,356,183		826,009,096	

※路線数の合計については、市間をまたがる路線が複数あるため、記載なし

### 2. 地域内フィーダー系統確保維持事業

No.	市	車両数	市補助額(円)
1	長崎市	12	1,299,373
2	佐世保市	2	3,503,951
3	島原市	1	4,229,000
4	諫早市	0	0
5	大村市	0	0
6	平戸市	0	0
7	松浦市	7	25,095,047
8	対馬市	77	3,936,039
9	壱岐市	0	0
10	五島市	2	5,403,867
11	西海市	0	0
12	雲仙市	0	0
13	南島原市	0	0
合計		101	43,467,277

## 資料1-7

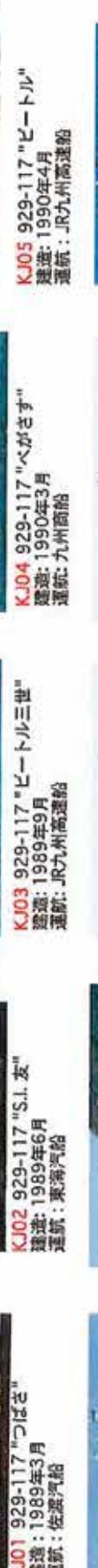
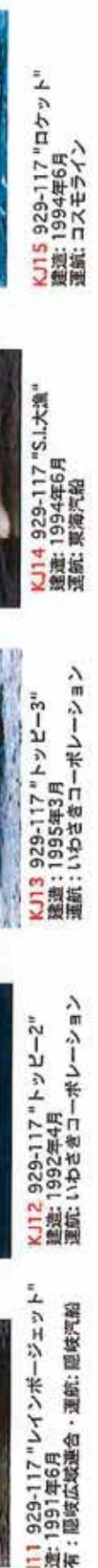
急傾斜地崩壊対策事業 市別箇所数一覧表

急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (平成30年5月調査)	平成29年度事 業実施箇所数	県営・県費補助	急傾斜地崩壊危険 区域指定箇所数 (令和元年5月現在)	平成30年度事 業実施箇所数		県営・県費補助
				県営補助	県費補助	
1 長崎市	285	24	県営補助	15	287	24
2 佐世保市	196	39	県営補助	9	21	36
3 島原市	0	0	県営補助	0	0	1
4 諫早市	133	7	県営補助	18	0	1
5 大村市	18	2	県営補助	0	135	8
6 平戸市	58	2	県営補助	1	1	2
7 松浦市	27	0	県営補助	20	58	1
8 対馬市	85	1	県営補助	0	27	0
9 壱岐市	65	5	県営補助	0	0	2
10 五島市	31	3	県営補助	1	85	2
11 西海市	92	5	県営補助	0	0	0
12 雲仙市	40	2	県営補助	3	66	5
13 南島原市	13	0	県営補助	1	31	3
合計	1,043	90	県費補助	2	93	5
				1	40	3
				0	13	0
				51	1,057	90
				39		39

# 資料1-8

## 国内のジェットフォイル

2016.2.16現在

	KJ01 929-117 "つばさ" 建造: 1989年3月 運航: 佐渡汽船		KJ02 929-117 "S.I. 友" 建造: 1989年6月 運航: 東洋汽船		KJ03 929-117 "ピートル三世" 建造: 1989年9月 運航: JR九州高速船		KJ04 929-117 "べがさす" 建造: 1990年3月 運航: 九州商船		KJ05 929-117 "ビートル" 建造: 1990年4月 運航: JR九州高速船		KJ06 929-117 "ロケットト" 建造: 1990年7月 運航: コスモライン		KJ07 929-117 "べがさす2" 建造: 1990年10月 運航: 九州商船		KJ08 929-117 "ピートルニ世" 建造: 1991年2月 運航: JR九州高速船		KJ09 929-117 "ヴィーナス" 建造: 1991年3月 運航: 九州商船		KJ10 929-117 "すいせい" 建造: 1991年4月 運航: 佐渡汽船						
	KJ11 929-117 "レイインボージェット" 建造: 1991年6月 保有: 鹿児島県運合・運航: 鹿児島汽船		KJ12 929-117 "トッピー2" 建造: 1992年4月 運航: いわさきコーポレーション		KJ13 929-117 "トッピー3" 建造: 1995年3月 運航: いわさきコーポレーション		KJ14 929-117 "S.I.大漁" 建造: 1994年6月 運航: 東洋汽船		KJ15 929-117 "ロケット" 建造: 1994年6月 運航: コスモライン		BJ16 929-117 "ヴィーナス2" 建造: 1985年4月 運航: 九州商船		BJ17 929-115 "S.I.愛" 建造: 1980年8月 運航: 東洋汽船		BJ18 929-115 "S.I.夢" 建造: 1981年4月 運航: 川崎重工神戸工場にて上塗中		BJ19 929-115 "S.I.虹" 建造: 1980年8月 運航: 東洋汽船		BJ20 929-115 "S.I.恋" 建造: 1981年4月 運航: 東洋汽船		BJ21 929-115 "トッピー7" 建造: 1978年5月 運航: いわさきコーポレーション		BJ22 929-115 "S.I.恋" 建造: 1979年11月 運航: 佐渡汽船		BJ23 929-115 "ロケット2" 建造: 1984年6月 運航: コスモライン

# ジェットフォイルの就航状況

(平成 28 年 3 月現在)

## 川崎重工業建造ジェットフォイル

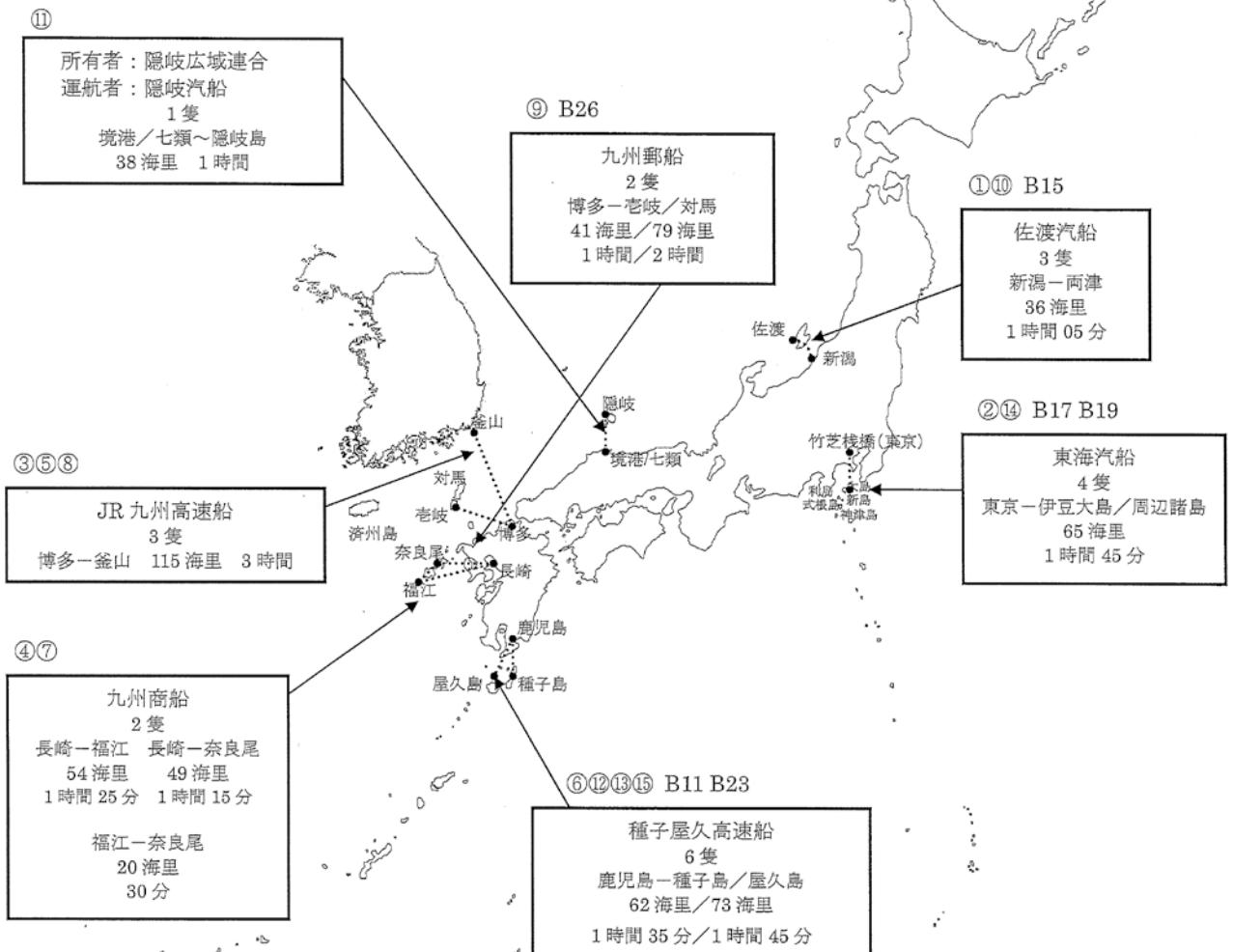
NO.(KJ)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
①	佐渡汽船	つばさ	平成元年 3 月	27
②	東海汽船	セブンアイランド友	平成元年 6 月	26
③	JR 九州高速船	ピートル三世	平成元年 9 月	26
④	九州商船	ペガサス	平成 2 年 3 月	26
⑤	JR 九州高速船	ピートル	平成 2 年 4 月	25
⑥	種子屋久高速船	ロケット 3	平成 2 年 7 月	25
⑦	九州商船	ペガサス 2	平成 2 年 10 月	25
⑧	JR 九州高速船	ピートル二世	平成 3 年 2 月	25
⑨	九州郵船	ヴィーナス	平成 3 年 3 月	25
⑩	佐渡汽船	すいせい	平成 3 年 4 月	24
⑪	隠岐汽船	レインボージェット	平成 3 年 6 月	24
⑫	種子屋久高速船	トッピー 2	平成 4 年 4 月	23
⑬	種子屋久高速船	トッピー 3	平成 7 年 3 月	21
⑭	東海汽船	セブンアイランド大漁	平成 6 年 6 月	21
⑮	種子屋久高速船	ロケット	平成 6 年 6 月	21

## ボーイング社建造ジェットフォイル

NO.(B)	オペレーター	船名	建造年月	船齢
11	種子屋久高速船	トッピー 7	昭和 53 年 6 月	37
15	佐渡汽船	ぎんが	昭和 54 年 11 月	36
17	東海汽船	セブンアイランド愛	昭和 55 年 8 月	35
19	東海汽船	セブンアイランド虹	昭和 56 年 2 月	35
20	川重ジェイ・ピイ・エス	セブンアイランド夢	昭和 56 年 4 月	34
23	種子屋久高速船	ロケット 2	昭和 59 年 6 月	31
26	九州郵船	ヴィーナス 2	昭和 60 年 4 月	30

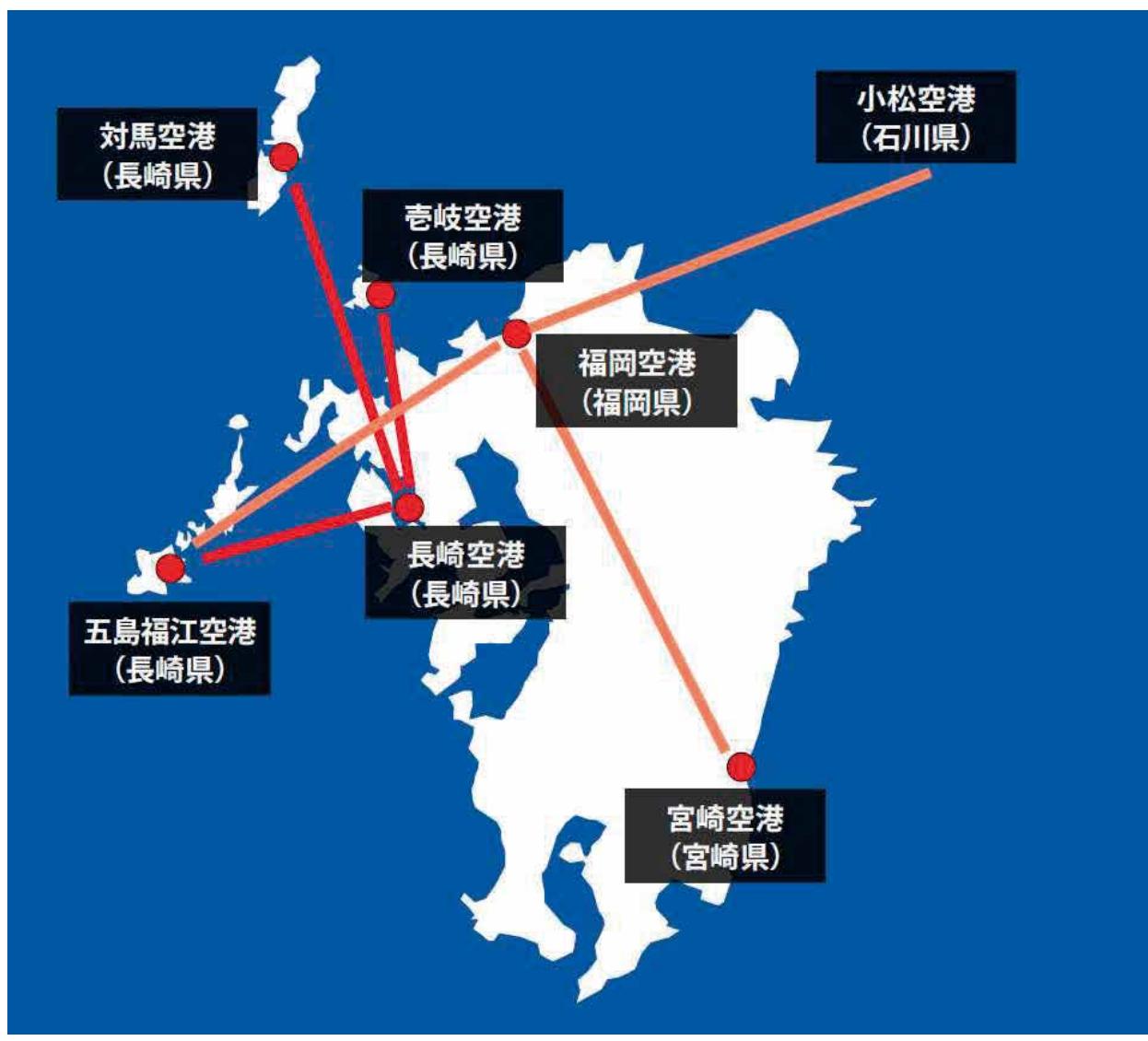
◎ 船主名上の丸番号は川崎重工業建造ジェットフォイル番号を、  
B××はボーイング社ジェットフォイル番号を示す。

- 【注】・種子屋久高速船はいわさきコーポレーションのトッピー 3 隻及び  
コスモラインのロケット 3 隻を傭船して運航
- ・東海汽船保有セブンアイランド夢 (B20) は 2015 年 4 月～川重ジェイ・ピイ・エス保有  
神戸工場にて上架



\* 上記以外に  
FEH 社（香港）が 13 隻、未来高速（韓国）が 2 隻、  
HIJET FERRY 社（韓国）が 1 隻 のボーイング製  
ジェットフォイルを保有。

## オリエンタルエアブリッジ運行航空路線図



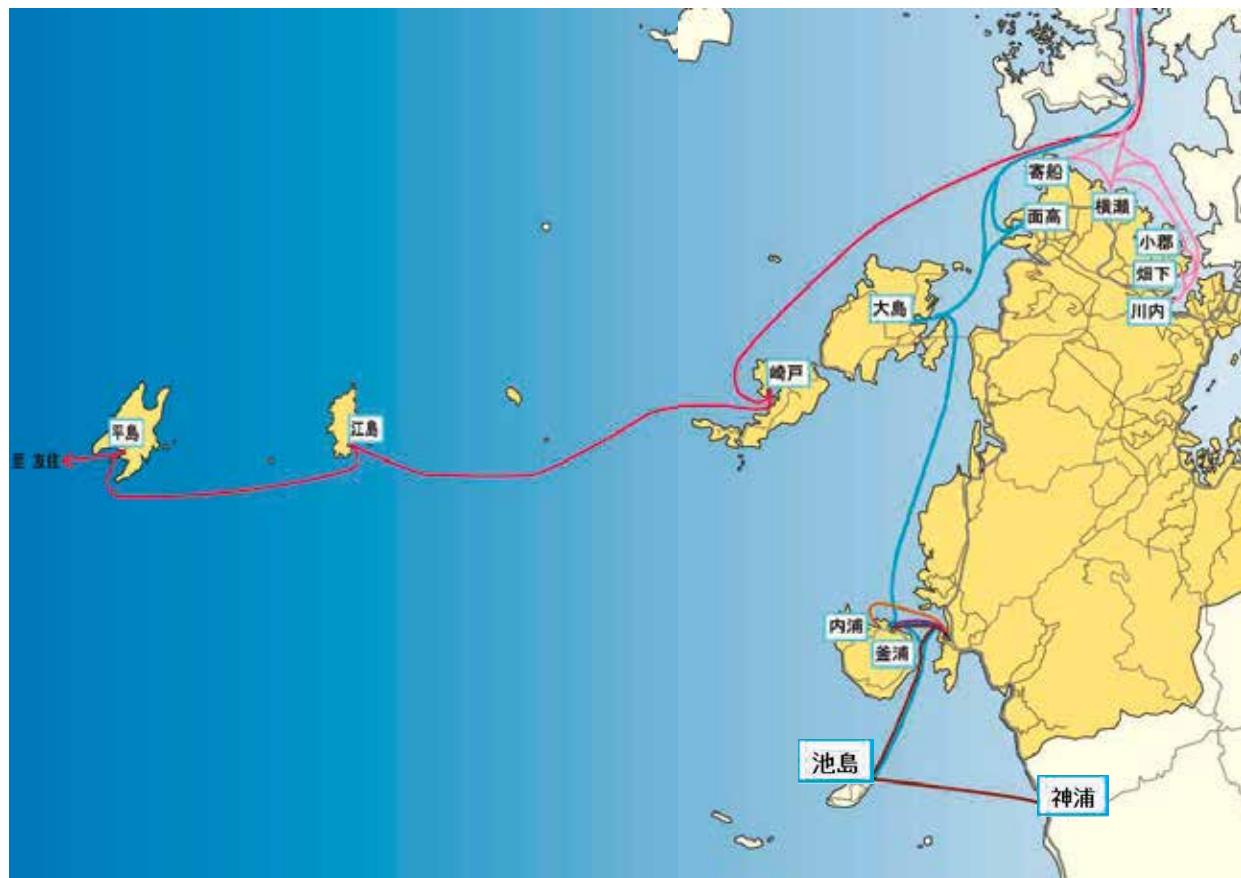
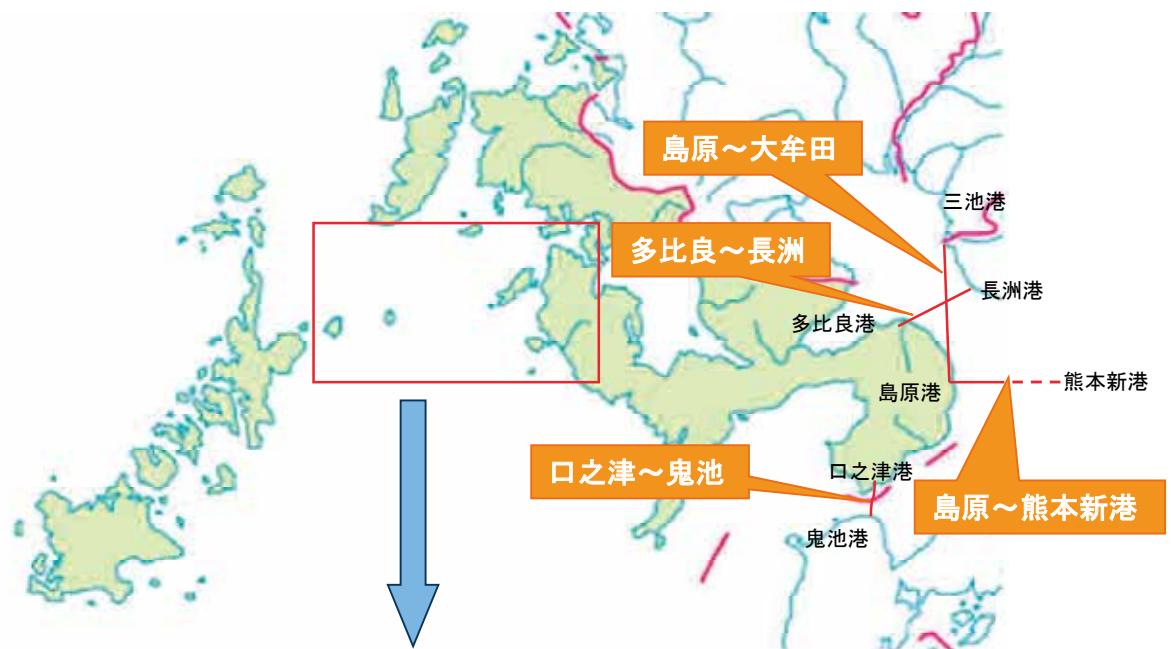
航空路線の機体整備による欠航の状況

年度	対馬－長崎	壱岐－長崎	五島－長崎	五島－福岡	福岡－宮崎	福岡 - 小松	計
H27	5	2	1	5	—	—	13
H28	4	1	8	5	—	—	18
H29	11	7	12	2	2	—	34
H30	18	6	6	5	6	2	43
R元	6	4	6	4	2	2	24

※R元年度は、12月までの実績を記載

# 資料1-10

## 半島航路の維持・確保について



# 資料1-11

## 長崎県内過疎法適用市の財政状況

(単位:千円)

H30決算

団体名	過疎種類	過疎地域 人口(人) (H27国調)	歳入総額	うち地方債	うち過疎債
長崎市	一部過疎	10,272	211,045,012	25,130,575	1,097,200
佐世保市	一部過疎	27,181	123,389,520	9,855,100	495,500
島原市	法適過疎	45,436	23,345,399	2,552,560	419,800
平戸市	法適過疎	31,920	25,197,743	2,492,300	908,400
松浦市	法適過疎	23,309	21,234,947	1,593,300	319,100
対馬市	法適過疎	31,457	32,497,322	4,452,900	1,472,100
壱岐市	法適過疎	27,103	26,797,021	3,204,900	924,900
五島市	法適過疎	37,327	33,536,476	3,857,600	767,000
西海市	法適過疎	28,691	22,768,698	2,949,000	1,170,000
雲仙市	法適過疎 (みなし過疎)	44,115	29,406,037	3,167,400	613,700
南島原市	法適過疎	46,535	32,684,824	3,840,000	658,700
長崎県 都市計		353,346	581,902,999	63,095,635	8,846,400

## **第2 国民健康保険制度に関する提言について**

国民健康保険制度の健全な運営を図るため、県においては、制度改正に伴う臨時の財政負担等への支援が可能となるよう、新たな財政措置を講じること。

また、被保険者の相互扶助により成り立つ国民健康保険制度の本質を念頭におくとともに、都道府県単位化における県の役割である市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の推進を踏まえ、「長崎県市町国保連携会議」や「作業部会」において引き続き、市町と制度の広域化等に向けた協議をすすめること。また、協議においては、市町の意見を十分反映すること。

さらに、国に対しては、法改正により国の責任が明確になったことから、国民健康保険制度の安定化に向けて、引き続き財政支援について強く要請すること。

### 第3 地域医療保健の充実強化に関する提言について

地域医療保健の充実強化を図るため、次の事項について措置を講じるよう強く要請する。

#### 1. 地域医療における医師確保対策等について

##### (1) 医師確保対策等について

全国的に医師や、看護師・助産師等の医療従事者が不足し、地域間や診療科目間で偏在している実態を踏まえ、医学部入学者の定員増や各種養成機関の充実、労働環境の改善を図るための支援策及び財政措置を講じること。

本県の離島、へき地や半島などでは、大変厳しい医師不足が生じている。特に二次離島などの過疎地域においては、医療体制についての不安が増しており、島内のみで、住民にとって必要な医療を提供することは、既に限界にきていていると言っても過言ではない。その結果、島外の病院への入・通院を余儀なくされ、高齢化した住民の不安と経済的負担が大きくなっている。

安心で安定的な医療サービスを提供するためには、離島等への医師や看護師等の勤務の誘導策などが早急に必要であり、県においては、これらの対策を含め早急に医師や看護師等の不足、配置偏在を是正するための実効ある施策及び十分な財政措置を早急に講じるよう国に働きかけること。

また、平成30年度からスタートした新専門医制度については、研修先となる病院の要件が厳しいことなどから、大学病院や都市部の大病院へ研修医が集中することとなり、医師偏在を助長することがないよう取組みを行うよう国に働きかけること。

(資料3-1参照)

##### (2) 長崎県離島医師確保補助金等について

県においては、「長崎県離島・へき地医療支援センター」を設置し、県職員として採用した医師を常勤医師として派遣するなど、離島医師確保対策を進めているが、県の事業である「長崎県離島医師確保補助金」について、平成20年度に補助上限額が引き下げられていたが、平成27年度において更に引き下げとなっている。

また、二次救急医療体制を担う病院群輪番制病院における医療提供体制整備等のための「医療提供体制推進事業費補助金」についても、減額が行われている状況である。

については、離島及びへき地や半島地域における医師確保対策及び地域医療提供体制を確保することの重要性を認識し、適正な補助額の確保を図ること。

### **(3) 医師養成・派遣システムの充実について**

県において実施している「医師養成・派遣システム」の充実や、長崎大学の「へき地病院再生支援・教育機構」への支援強化を図ること。

### **(4) 啓発事業の実施について**

重篤患者の措置の遅延や、勤務医の過重な疲弊を招かないよう、県民が安易に救急部門を受診することなく、自らの症例に応じた適正な医療機関の選択・利用を図るための啓発事業を実施すること。併せて休日・時間外の医療相談体制の充実を図ること。

### **(5) 自治体病院・診療所への支援について**

自治体病院・診療所が安定的に質の高い医療を提供することができるよう、地域の実情に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じるよう国に働きかけること。

また、地域医療構想に係る取組みの推進については、地域住民の不安や医療現場の混乱を招かぬよう慎重かつ丁寧に行うとともに、地方の取組みに対する必要な支援を行うこと。

特に、自治体病院が有床診療所化した場合においても、運営が成り立つように診療報酬や医師確保等の対策を講じるとともに、地方交付税所要額を確保するよう国に働きかけること。

### **(6) 医師派遣体制の整備について**

長崎県病院企業団については、医師確保による医療水準の維持向上を目的としていることから、県においては、引き続き養成医の配置を行い、併せて医師派遣体制の整備に努めること。

### **(7) 看護職員に対する支援体制の整備について**

県においては、看護職員の計画的な育成、確保、定着及び資質向上が図られるよう、育成機関の充実や育児休暇後の円滑な職場復帰等、労働環境の整備など適切な措置を講じるよう努めること。

#### **(8) 医療計画における基準病床数算定について**

医療計画における基準病床数は、国で定めた全国一律の基準により算定されているが、その算定にあたっては、地域の実情、特に、県外流出入院患者数が多いという離島・山間地域における特殊事情が十分に反映されていないことなどの理由から、既存病床数が基準病床数を上回る結果となり、今後の病院整備計画にも支障をきたし、地域医療の充実が図れない状況である。

よって、医療計画の策定者である県においては、離島振興法第10条第8項の規定も踏まえたうえで、離島・山間地域における医療の特殊事情をはじめとする地域の実情を考慮して基準病床数の算定方法の見直しを図ること。

## **2. フッ化物洗口に対する財政支援措置について**

#### **(1) フッ化物洗口に対する新たな制度創設について**

現在、国庫補助事業として、都道府県や保健所設置市、特別区を対象に、むし歯予防のためのフッ化物洗口、歯周病予防のための口腔清掃指導、歯科健診や歯科保健指導等に活用できる「歯科疾患予防・食育推進等口腔機能維持向上事業」があるが、子どもの虫歯予防に有用な集団フッ化物洗口（うがい）について、国がすべての市町村を対象に直接補助する国庫補助制度を創設するよう国に要請すること。

## 資料3-1

### 従業地別医師数・主たる診療科

医療圏区分	人口 (R元.11.1)	医師数(実数)	人口10万対率	診療科目内訳					
				うち医療施設 従事医師数	内科	小児科	外科	産婦人科	その他
長崎医療圏	508,890	2,076	407.9	2,052	361	88	130	69	1,404
佐世保県北医療圏	312,084	756	242.2	738	158	36	60	29	455
県央医療圏	265,510	831	313.0	817	155	67	55	30	510
県南医療圏	128,239	244	190.3	243	60	6	25	10	142
五島医療圏	34,947	75	214.6	71	24	3	5	4	35
上五島医療圏	20,293	31	152.8	29	16	2	5	2	4
壱岐医療圏	25,509	41	160.7	43	16	3	2	1	21
対馬医療圏	29,303	54	184.3	49	25	3	6	3	12
長崎県計	1,324,775	4,108	310.1	4,042	815	208	288	148	2,583
全 国			327,210	258.8					

\*厚生労働省医療統計(H30.12.31)より抜粋

\*医師数(実数)には、その他の職業に従事する者及び無職の者も含む

## 第4 福祉施策の充実強化に関する提言について

福祉施策の充実強化を図るため、次の事項について、特段の措置を講じるよう国へ強く働きかけるとともに、積極的な措置を講じるよう強く要請する。

### 1. 子ども福祉医療費制度の創設について

各都道府県の要綱等に基づき実施している子ども福祉医療費制度は、自治体間で対象年齢や助成額にばらつきがある。この制度は少子化対策として、子どもを安心して生み育てられる社会づくりのために不可欠な制度として定着していることから、住んでいる自治体によって制度格差が生じないようにし、また、全ての子どもたちが全国一律に安心して医療を受けられるよう、国の制度として創設すること。

また、県内各自治体における子ども福祉医療については、少なくとも中学生まで助成を行っていることから、子育て環境の充実のため、対象年齢を未就学児から中学生まで引き上げを図ること。

### 2. 私立幼稚園耐震補強工事補助制度の拡充について

私立幼稚園への耐震補強工事への補助制度について、幼児が一日の大半を過ごす幼稚園の耐震化が推進するよう、国の補助に6分の1の継ぎ足しを行っている補助制度を次年度以降も継続するとともに、耐震化に対する助成制度を拡充すること。

### 3. 放課後児童クラブに係る財政支援の充実について

子ども・子育て支援事業における放課後児童クラブの量の確保及び質の向上の推進を図るため、次の事項について、早急に措置を講じるよう国への働きかけを強く要請する。

(1) 放課後児童クラブを利用する父母がいない児童、母子家庭児童、父子家庭児童、生活保護受給世帯や就学援助受給世帯の児童などの経済的負担を軽減するため利用料の減免を行った場合に、その減免した額に対する補助制度を創設すること。

(2) 小規模な放課後児童クラブへの支援の拡充を行うこと。

(3) 借家で運営している既存クラブへの賃借料の助成について、補助制度の対象とすること。

## **第5 介護保険制度等に関する提言について**

介護保険制度が将来にわたって公正かつ安定的に運営されるため、次の事項について、国に対して積極的に検討を加えるよう強く働きかけること。

### **1. 第1号被保険者の保険料について**

第1号被保険者の保険料がこれ以上過重な負担とならないよう、国の責任において、財源構成を含め、財政的な対策を講じること。

(資料5-1 参照)

### **2. 介護従事者の人材確保について**

介護の現場においては慢性的な介護従事者の不足及び離職率の高さなどが問題になっており、人材不足による介護サービスの質の低下やサービス提供体制の確保への影響が懸念されていることから、介護従事者の人材確保、育成及び定着につながる対策を引き続き確実に実施すること。

# 資料5-1

## 長崎県内の介護保険料基準額の状況

(単位:円)

	第6期 (H27～H29)	段階数	第7期 (H30～R2)	段階数	改定率
長崎市	6,083	9	6,800	10	11.8 %
佐世保市	5,722	9	5,822	9	1.7 %
諫早市	5,170	9	5,970	9	15.5 %
大村市	5,600	9	5,800	9	3.6 %
平戸市	5,580	9	6,175	9	10.7 %
松浦市	5,520	11	5,592	11	1.3 %
対馬市	5,700	10	6,300	10	10.5 %
壱岐市	5,262	9	6,145	9	16.8 %
五島市	6,233	9	6,760	9	8.5 %
西海市	5,500	9	5,925	9	7.7 %
島原地域広域市町村圏組合	5,791	10	6,500	10	12.2 %
平均	5,651	-	6,163	-	9.1 %

## 第6 九州新幹線等の整備促進に関する提言について

九州新幹線等の整備を促進することにより、県内の経済発展と地域活性化を図るために、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料 6-1 参照)

### 1. 九州新幹線西九州ルートの着実な整備について

九州新幹線西九州ルートについては、平成24年6月に、武雄温泉～長崎間を、標準軌（フル規格）により整備する内容の認可がなされ、現在、トンネル・橋梁・設備工事などが進められている。

地元において果たすべき役割については努力を惜しまない所存であるので、次の事項について国に強く働きかけること。

- (1) 令和4年度の開業を着実に行うこと。
- (2) 令和元年8月、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチーム「九州新幹線（西九州ルート）検討委員会」により基本方針として示された「全線フル規格」による整備の早期着手と、それに向けた地方負担や並行在来線等の課題解決に向けた方策を示すとともに、令和3年度予算において必要な調査費等の確保を図ること。
- (3) 国が開発を進めてきたフリーゲージトレインの導入が断念されたという特殊事情を考慮して、「全線フル規格（新鳥栖～武雄温泉間）」の整備費用の追加負担分について、国の責任において沿線自治体の負担軽減や財源確保の検討を進めること。
- (4) JR九州に対して暫定開業時の運行計画について早期に示すよう働きかけるとともに、利用料金など利用者への運行サービスの低下が生じないよう調整を図ること。
- (5) 公共事業の重点的配分等による建設財源の安定的確保及び地域負担の軽減を図ること。
- (6) 令和4年度の武雄温泉～長崎間の開業に向けて沿線各市が取り組むまちづくりに関する各種公共事業及び官民が行う新幹線開業効果を高めるための取組への支援拡充を行うこと。

### 2. 県下幹線鉄道の整備改善について

九州新幹線西九州ルートの整備に際しては、JR佐世保線を新幹線鉄道直通線同等のものと位置付け、長崎県において平成4年11月に示された「九州新幹線（長崎ルート）等の整備に関する基本的考え方」を踏まえた佐世保線の整備改良及び大村線の輸送改善のため、国及び沿線自治体並びにJR九州との積極的な協議・調整を行い、次の事項の実現に努めること。

## (1) 西九州ルート対面乗換方式開業に伴う諸課題等への要望について

- ① 西九州ルートの開業効果を県北地域にも波及させるため、佐世保線輸送改善 県市共同調査結果に基づく、振子車両の佐世保線への導入及び速度向上のため の路盤改良等について、令和4年度の開業に合わせるための確実な事業の推進 を行うこと。
- ② 肥前山口～武雄温泉間の複線化が大町～高橋間に限定されることにより、佐 世保～博多間の特急みどりの所要時間及び長崎～博多間のリレー特急の計画所 要時間に悪い影響を及ぼさないよう国へ働きかけること。
- ③ 長崎県下の都市を結ぶ大村線の表定速度改善など、輸送力の強化を図ること。
- ④ 佐世保線及び大村線について、通勤、通学などの需要を鑑みた、普通列車の 運行確保を行うこと。

## (2) フル規格新幹線に関する要望について

- ① 西九州ルートの全線フル規格を進めていく場合は、佐世保～武雄温泉間を 含めた並行在来線問題については、一体的なものとして取り扱うこと。
- ② 長崎市～福岡市間にフル規格の新幹線が運行されるようになったときは、 これまでの歴史的背景を踏まえ、佐世保市から運行時間が短縮できる西九州 ルートへの直通運行を視野に入れた、佐世保線の輸送改善方策の推進を行う こと。

## 3. 地域鉄道の施設整備に対する確実な支援について

鉄道輸送の安全確保のためには、車両を含めた一体的な鉄道施設の整備が必要 不可欠である。しかしながら、ここ数年、要綱に基づく確実な補助が受けられない 場合があり、特に車両検査については今後も国庫補助の予算確保が厳しく、車両検 査以外の事業についても今年度と同様に補助率の切り下げ等の調整を行わざるを得ないと の見通しが示されている。

このような状況を踏まえ、施設整備の補助制度においては、車両を含めた鉄道 施設の整備に対し必要な予算を確保され、国の要綱に定める補助率上限での確実 な支援並びに国庫補助率の嵩上げ及び地方負担に係る財源措置の拡充等、支援策 の充実を図るよう国へ働きかけること。

# 九州新幹線西九州ルート 概要図 (令和4年度暫定開業時)



暫定開業時の博多～長崎間の所要時間

最速1時間20分（現行「特急かもめ」最速1時間48分より28分短縮）

【国土交通省試算】

## 第7 高速道路網等の整備促進に関する提言について

高速道路網等の整備を促進することにより、産業の活性化や地域振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

(資料7-1 参照)

### 1. 道路網の整備について

#### (1) 高規格幹線道路の整備について

##### ① 西九州自動車道の整備促進

西九州自動車道は、九州の中心都市である福岡市と九州北西部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 松浦佐々道路（松浦ICから佐々IC）の早期供用開始に向けた事業促進
- イ 佐世保道路（佐々ICから佐世保大塔IC）の4車線化の供用開始に向けた事業促進
- ウ 武雄佐世保道路

##### ② 九州横断自動車道の整備促進

九州横断自動車道長崎大分線は、日本の西端である長崎市と九州北東部地域を直接結び、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 長崎IC～長崎芒塚ICの4車線化の早期供用開始に向けた事業促進

#### (2) 地域高規格道路の整備について

##### ① 島原道路の早期整備

南島原市深江町から諫早IC間を結ぶ島原道路は、本地域の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

- ア 島原市出平町から有明町間の早期供用に向けた事業促進
  - イ 島原市有明町から雲仙市瑞穂町間の一体的な早期事業化
  - ウ 雲仙市瑞穂町から諫早市小野町間の早期供用に向けた事業促進
  - エ 謳早市小野町から長野町の調査区間の指定
  - オ 一般県道諫早外環状線（長野町～栗面町）の早期供用
- ② 島原天草長島連絡道路（深江町～口ノ津港間）の早期事業化

### ③ 長崎市と佐世保市を連絡する道路の早期実現

本路線は、長崎県広域道路整備基本計画に位置付けられ、長崎市と佐世保市の2つの中核都市を約1時間で結び、西彼杵半島地域の自立的発展、さらには長崎県全体の産業、経済及び文化の活性化を図るうえで不可欠であるので、次の事項について特段の措置を講じること。

#### ア 西彼杵道路（佐世保市～時津町）の早期整備

（ア）時津町日並郷から時津町野田郷間の早期完成

（イ）西海市西彼町大串から時津町日並郷間の早期着手

イ 長崎南北幹線道路（長崎市茂里町～時津町野田郷）の早期事業化

### ④ 有明海沿岸道路（諫早市～鹿島市間）の早期事業化

### ⑤ 国道205号佐世保市～東彼杵町（東彼杵道路）の計画段階評価への早期着手 (有料道路事業の活用を含めた整備手法の検討)

## （3）幹線道路の整備について

幹線道路の整備については、交通渋滞の緩和等により沿線地域の社会・経済活動に寄与するとともに、交通ネットワーク形成等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

### ① 一般国道205号の早期整備

針尾バイパス（江上交差点からハウステンボス入口交差点）の整備促進

### ② 長崎外環状線（新戸町～江川町工区）の早期完成

### ③ 一般国道57号の早期整備

ア 一般国道57号森山拡幅の雲仙市愛野町愛野大橋から尾崎交差点までの区間の早期整備

イ 一般国道57号愛野町から小浜町までの現道改良による機能強化及び愛野・小浜バイパスの早期事業化

### ④ 一般国道34号の早期整備

ア 大村諫早拡幅の整備促進

イ 大村拡幅の早期完成

ウ 諫早北バイパスの4車線化の早期事業化

エ 日見バイパスの4車線化の早期完成

### ⑤ 一般県道大村外環状線（都市計画道路池田沖田線竹松工区）の早期整備

### ⑥ 一般国道207号の早期整備

ア 佐瀬拡幅の早期整備

イ 佐瀬拡幅の延伸（多良見町佐瀬地区から長与町岡郷間）

ウ 長田バイパス（東長田拡幅）の早期整備

- ⑦ 一般県道諫早外環状線(都市計画道路破籠井鷺崎線)の早期整備  
ア 一般国道207号長田バイパス交差部から一般国道34号
- ⑧ 一般国道202号福田バイパスの早期事業化
- ⑨ 一般国道499号(栄上工区、岳路工区)の早期完成
- ⑩ 一般国道382号の整備促進
- ⑪ 一般国道384号の整備促進
- ⑫ 一般国道389号(雲仙市多比良港～南島原市口ノ津港間)の整備促進
- ⑬ 主要地方道佐世保日野松浦線・一般県道佐世保世知原線  
(棕呂路〔仮称〕・板山〔仮称〕トンネル)の整備促進
- ⑭ 主要地方道野母崎宿線の早期整備
- ⑮ 主要地方道厳原・豆駿・美津島線及び上対馬豊玉線の整備促進
- ⑯ 主要地方道福江富江線及び福江荒川線の国道昇格と整備促進

#### (4) 架橋の実現について

架橋は、離島や半島の地域の経済・文化の発展、さらには、医療・教育の向上等に不可欠なため、次の事項について特段の措置を講じること。

- ① 九州西岸軸構想の中核となる島原・天草・長島架橋構想の推進
- ② 五島連絡橋建設のための調査事業の実施
- ③ 嫦娥三島大橋と原島大橋架橋の実現
- ④ 松島架橋の早期実現
- ⑤ 大村湾横断道路構想の推進

(資料7-2 参照)

## 2. 地方における無電柱化事業の促進について

無電柱化事業においては、これまで歩道が広い幹線道路などを中心に整備が進められてきたが、近年の社会情勢の変化により、災害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観形成等を図る上でも事業の必要性はより一層増加している。さらには、平成28年12月に「無電柱化の推進に関する法律」が成立、施行され、地方においても無電柱化を推進することが求められている。

しかしながら、無電柱化事業の主な整備手法である電線類地中化は、事業コストが高く道路管理者及び電線管理者の財政負担も大きく、事業期間が長期にわたるなど、円滑な事業進捗に支障をきたしている。

また、地方においては、歩道が無く、狭小な道路が多く存在しており、地上機器の設置スペースなどの技術的な課題の解決が必要不可欠となっている。

このようなことから、無電柱化の推進を国家的重要プロジェクトに位置付け、関係予算を確保するとともに、無電柱化に係る技術的進歩を促し、地方の負担を軽減しながら無電柱化を促進するための総合的かつ積極的支援に取り組むよう国に要請すること。

### 3. 港湾の整備促進について

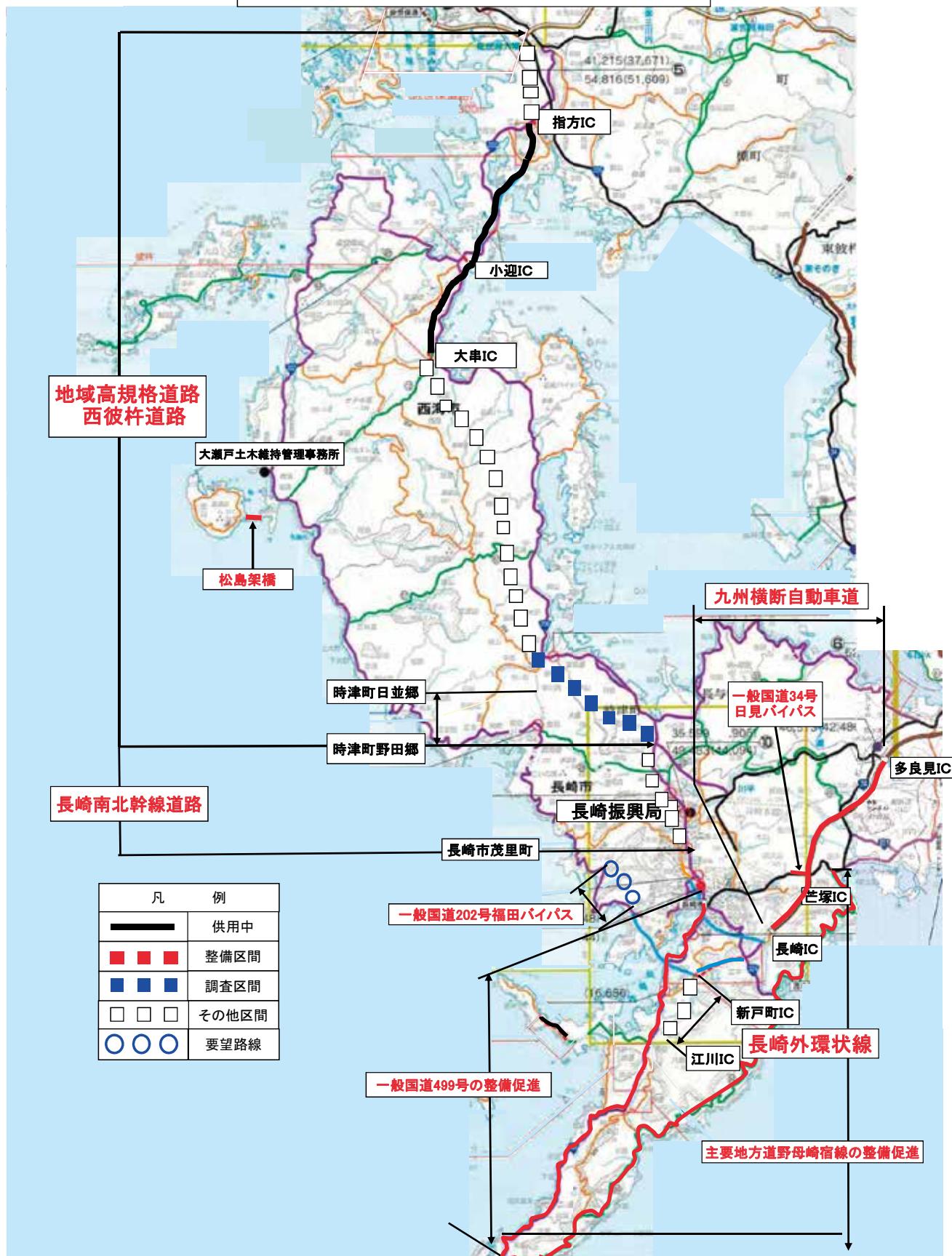
港湾は、産業活動や生活を支える基幹的な社会資本であり、国際競争力強化や産業再生、観光振興、離島振興等を進めていくためには、施設の維持管理を含め港湾の整備が不可欠である。

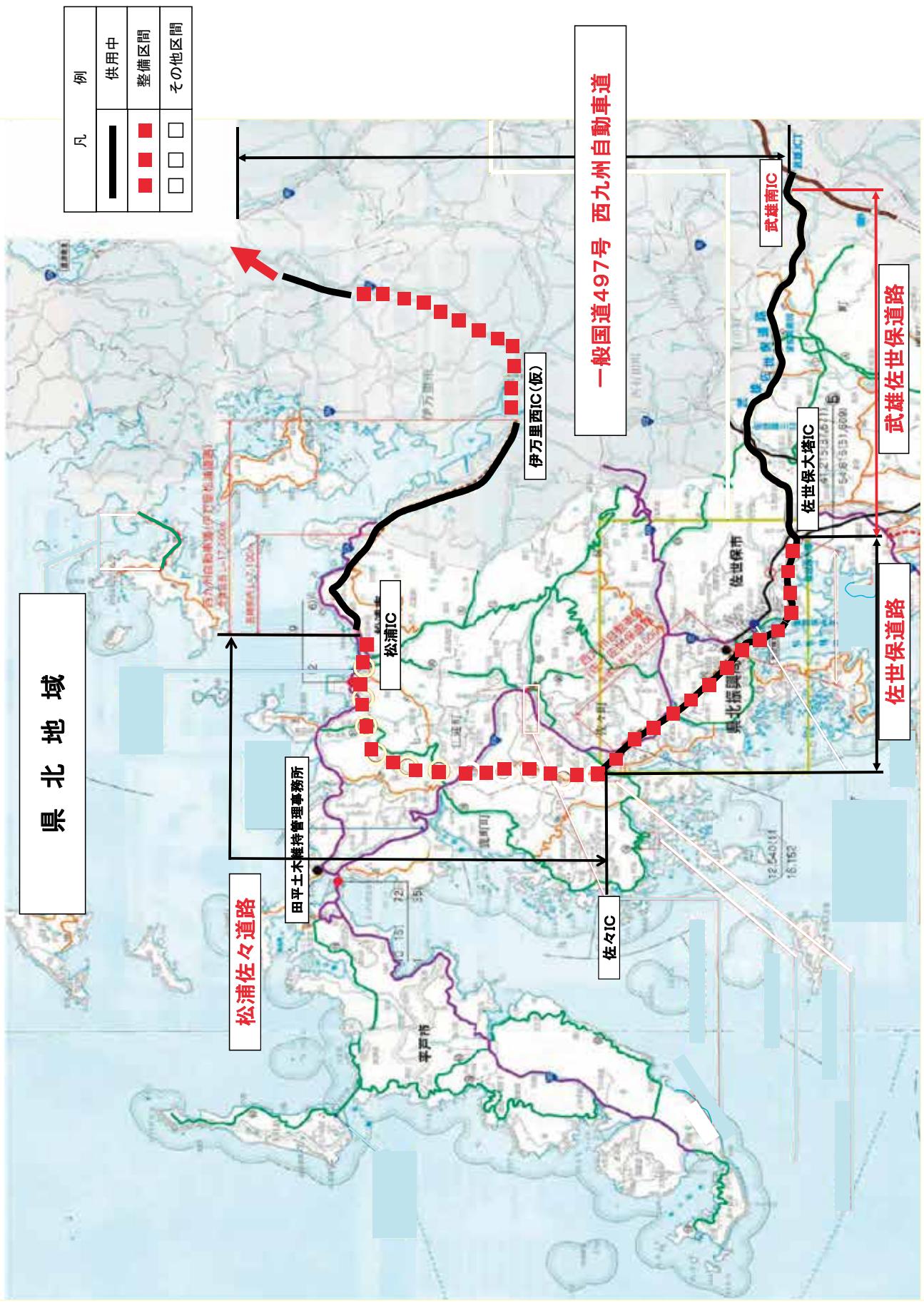
このようなことから、整備費の縮減を行わず、必要な港湾整備事業費の所要額を確保し、重要港湾及び地方港湾の整備促進を図ること。

- ・重要港湾（長崎港、佐世保港、厳原港、郷ノ浦港、福江港）
- ・地方港湾（島原港、大村港など77港あり）

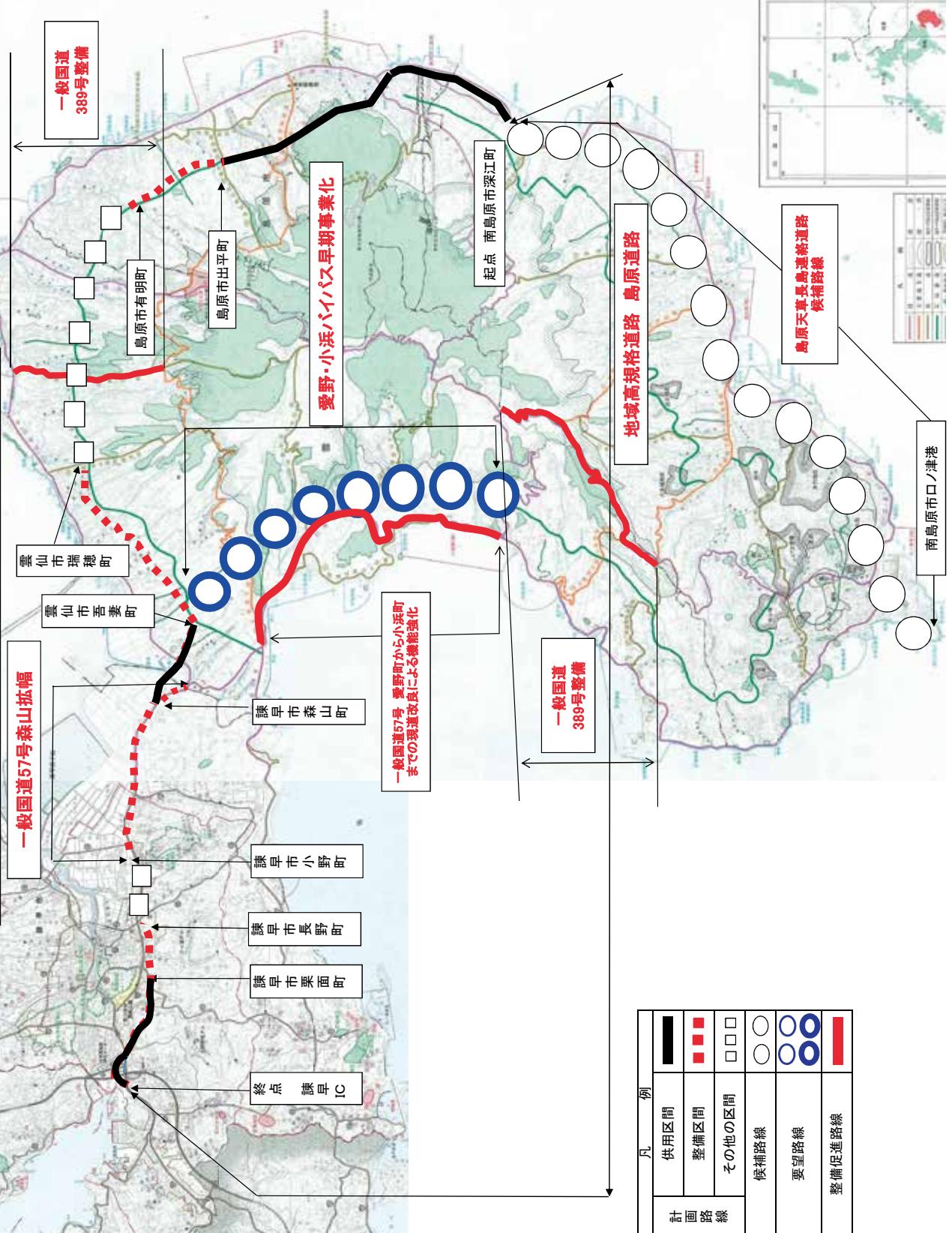
# 資料7-1

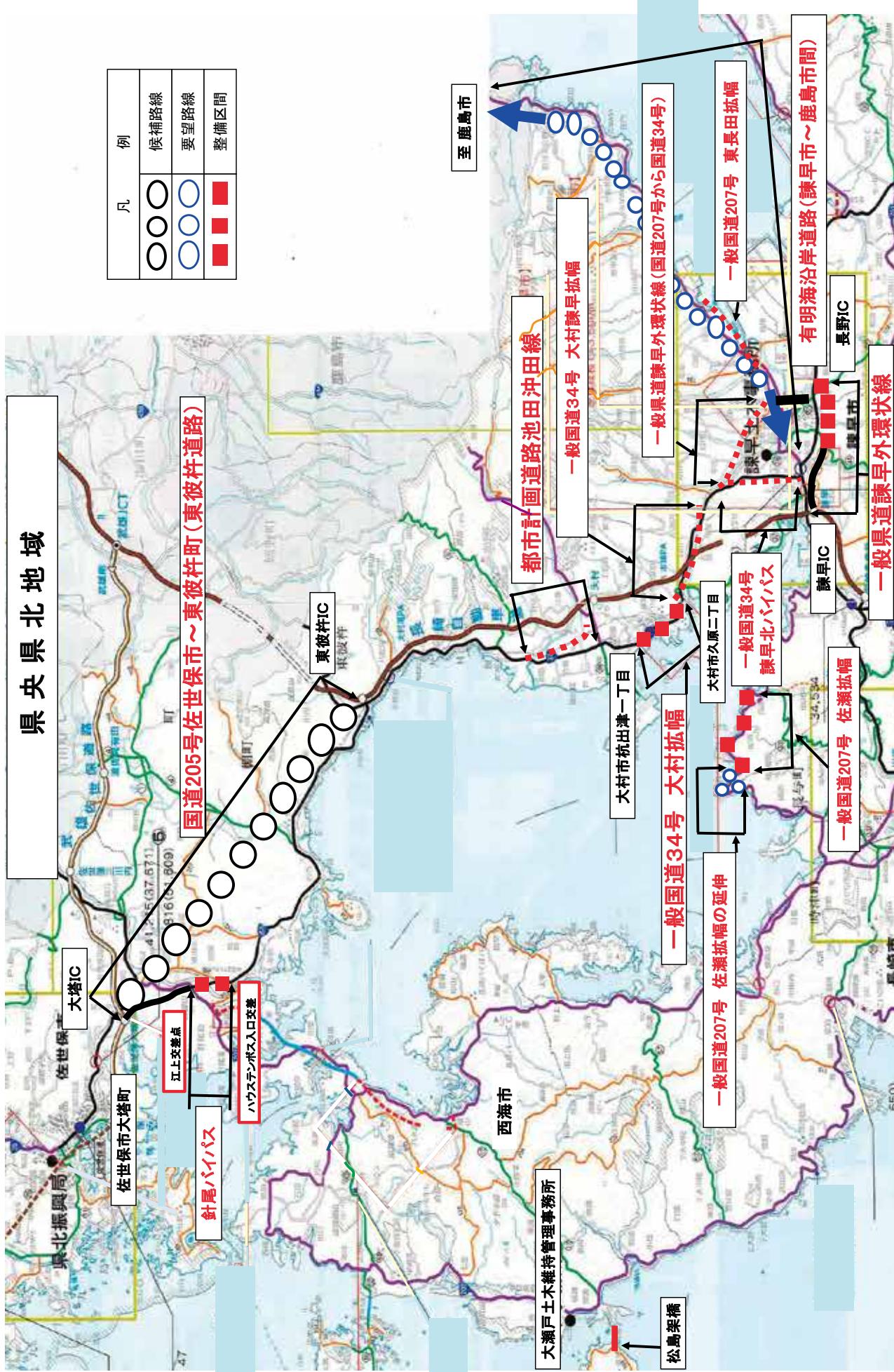
## 長崎、西彼杵、佐世保地域



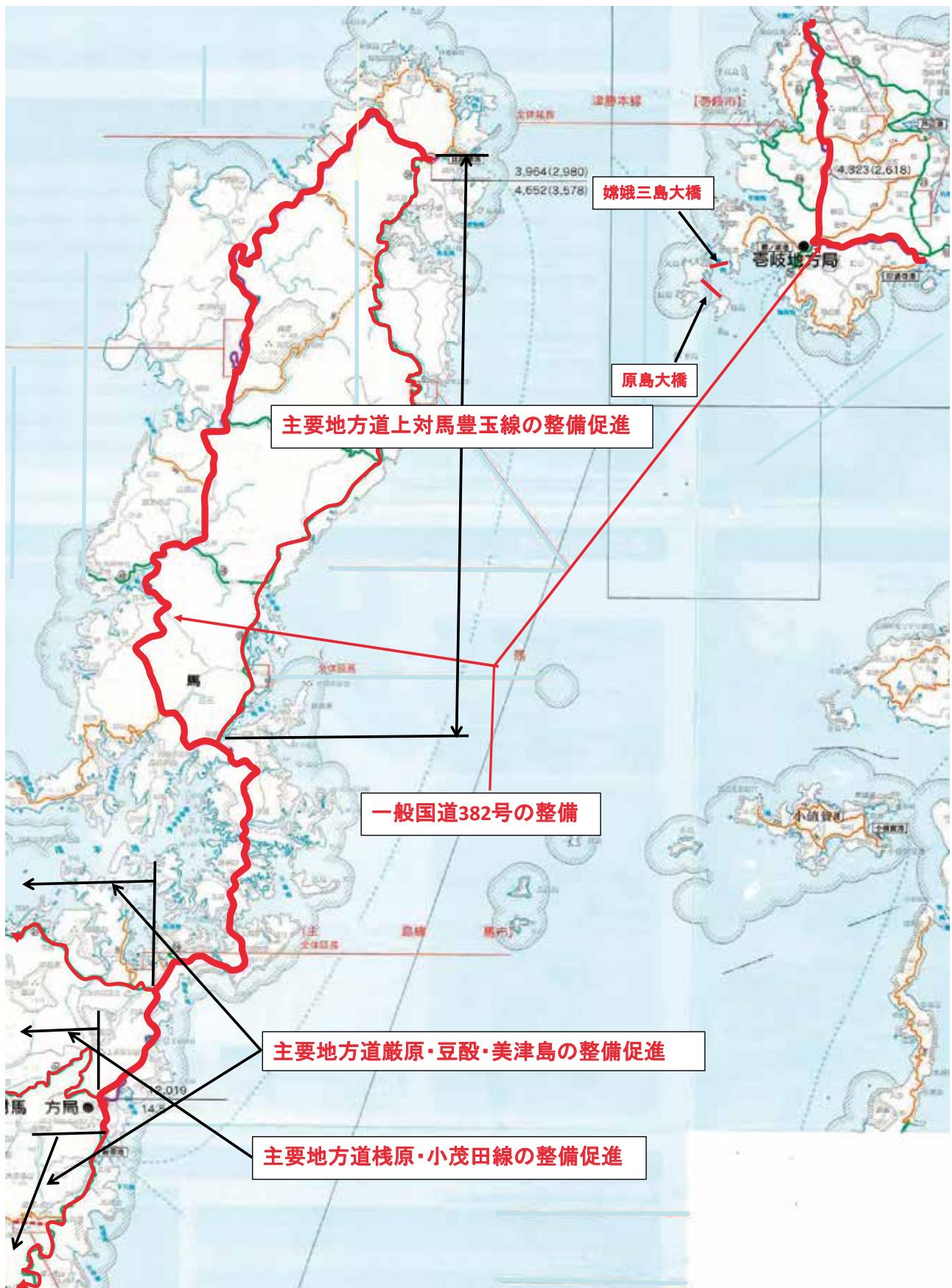


# 県央県南地域





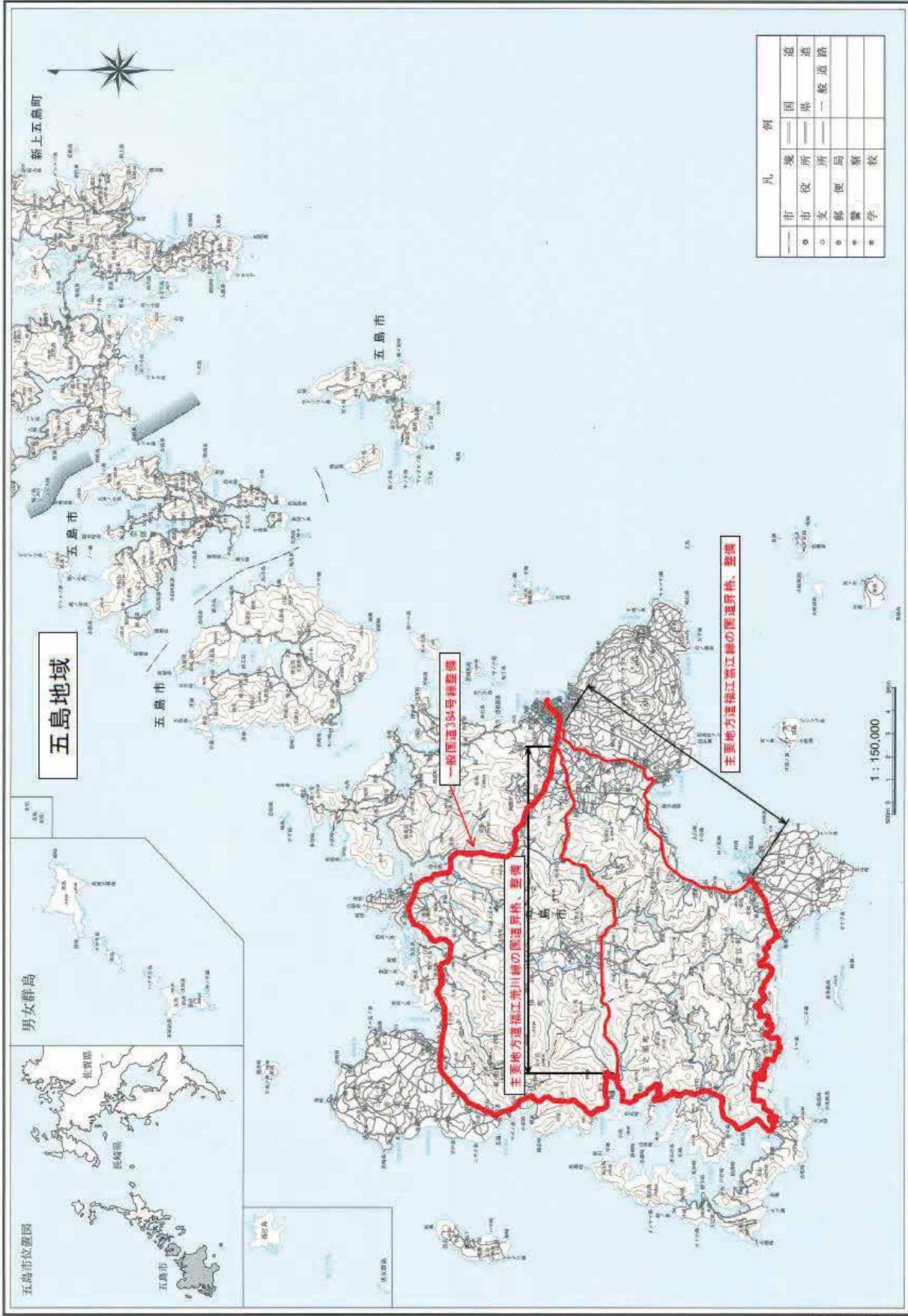
## 壱岐・対馬地域



五島市全図

平成十八年五月

長崎県五島市



「この地図は、國土地理院長の承認を得て、同院発行の5万分の1地図を複製したものである。(承認番号 平18丸複 第30号)」

## 資料7-2



## **第8 農林水産業の振興に関する提言について**

農林水産業の振興を図るため、次の事項について早急に措置を講じるよう強く要請する。

### **1. 農業の振興対策について**

#### **(1) 経営所得安定対策について**

経営所得安定対策は、地域農業を支える中心的政策である。

同対策は、担い手農家の経営安定に資するようゲタ・ナラシ対策を実施し、また食料自給率の維持向上を図るため、飼料用米・麦・大豆などの戦略作物や、地域特産品野菜等の転作に対し助成する制度となっており、市町は、関係機関で構成されている協議会の構成員として実施要綱で定めている役割に基づき、交付金の手続き等大きい事務負担を担っている。

県は、国へ、土地利用型作物の生産が困難である中山間集落を多く抱える長崎県の状況を踏まえ、地域の営農形態に合った制度対象作物の拡充を図るとともに、農家が安心して加入できるよう制度を法制化し、市町の事務の負担軽減を図るよう国に働きかけること。

#### **(2) 農業農村整備事業の安定的な予算の確保について**

安定した効率的な食料体制を図るための農業生産基盤の整備や関連施設を適正に管理するための農業農村整備事業については、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

#### **(3) 農業災害補償制度における国庫負担について**

穀類(米・麦)、果樹等を取り巻く情勢は、担い手の不足により生産量が減少することのほか、近年、地球温暖化・局地的豪雨など異常気象による農作物の被害、イノシシ等による鳥獣被害も県内全域で発生するなど、依然として大変厳しい状況であることから、農業共済掛金の国庫負担割合を現状のまま堅持するよう国に働きかけること。

#### (4) 有害鳥獣被害対策について

イノシシ被害については、農作物だけでなく生活環境へも及ぶなど、ますます被害が拡大している。

イノシシ等有害鳥獣捕獲対策については、これまで県内市町で広域横断的な「捕獲報奨金制度」を設けてきたことで、捕獲対策の強化につながってきた。しかしながら、この度、特別交付税が市町の有害鳥獣対策に交付されていることを理由として、「捕獲報奨金制度」が廃止された。有害鳥獣対策経費が、特別交付税として考慮されていることは事実であるが、市町への交付総額は変わらないことから、厳しい財政状況にある市町にとって財政的影響は避けられない。

有害鳥獣の捕獲頭数が減少していない中で、今後も市町が連携して捕獲対策を実施していくためにも、捕獲報奨金制度の廃止による市町負担増加額と同額程度の財源を活用した支援を継続的に講じていくこと。

さらに、近年アライグマやアナグマ、シカ等による農作物被害も急増していることから、国の実施要領別記3第3の「その他の獣類」の上限単価の見直しや国の捕獲経費及び処分経費等の補助についても充実するよう働きかけること。

また、イノシシの捕獲頭数の増加により、単独自治体での取り組みでは効率も悪く限界があるため、処理施設及び加工施設建設の検討など、広域的かつ総合的な被害防止体制の充実強化を図ること。

(資料 8-1 参照)

#### (5) 農業用機械及び施設の更新や長寿命化に係る支援について

共同利用の農業用機械及び施設については、新規導入時の支援だけでなく、既存事業で導入した施設・農業用暖房器等の付帯設備・農業用機械等の更新や長寿命化についても、例えば、今後10年程度の地域農業維持が可能であることなどの要件を付して補助事業の対象とすること。

#### (6) 農業次世代人材投資資金制度の予算確保及び早期の予算執行について

農業次世代人材投資資金制度については、青年就農者の就農初動期における負担軽減により経営安定につながり、就農者の拡大に効果が高い制度であるが、本事業の経営開始型における平成31年度(令和元年度)当初予算配分率(新規分)は要望額を大きく下回っている。

就農初動期の青年就農者にとって、経営が不安定な時期における補助の削減は死活問題であり、農業の担い手の確保・育成に支障を来たすため、十分な予算を確保したうえで、補助金の内示や交付などの手続きを円滑に行い、速やかに予算を執行するよう働きかけること。

(資料 8-2 参照)

#### （7）環境保全型農業直接支払交付金の予算の確保について

地球温暖化防止など自然環境の保全に効果の高い農業生産活動を支援するための環境保全型農業直接支払交付金については、取組主体や取組面積が拡大する中、計画的かつ円滑な事業実施のため、当初予算での必要額の確保を図るよう国に働きかけること。

#### （8）農業用水利施設の更新・保全対策に係る財政支援強化について

農業農村整備事業によって整備された農業用水利施設については、事業完了から年数を経るに伴い施設の老朽化が進行し補修や更新の時期を向かえており、多額の維持管理費用を要している。管理者である土地改良区等の経済的負担を軽減し持続的営農活動を維持するため、地域農業水利施設ストックマネジメント事業に係る県負担については、今後も見直しを検討し必要に応じて嵩上げを図ること。

## 2. 水産業の振興対策について

#### （1）養殖トラフグの消費拡大について

近年、中国から輸入される安価な養殖トラフグの供給過剰に伴い国産トラフグの価格下落を招いてきた。現在、ピーク時の輸入量から減少はしているものの、依然として国産養殖トラフグの価格に影響を及ぼしておりトラフグ生産者にとって厳しい状況は続いている。

このような状況の中、平成28年9月に中国国内におけるフグ食の解禁が実現したが、中国国内において養殖され加工した製品の流通を認めるもので、天然魚や活魚、輸入品については対象外となっている。

こうした状況を踏まえ、中国や他国へのトラフグ食文化やトラフグ加工品のPRを行い、トラフグ輸出の解禁を働きかけるとともに、トラフグの輸出促進並びに県内・県外の消費者に向けたトラフグの販売促進及び消費拡大への支援を行い、養殖業者の経営安定を図ること。

#### （2）放置船等に関する対策について

船舶等が放置されることによる漁業活動や環境、景観等への影響が懸念されるため、次のような対策及び制度の充実を図ること。

- ① 海上保安庁との連携により放置船等に対する監視・罰則の強化
- ② 登録抹消や変更登録等の申請時における当該船舶の確実な状況確認

（資料8-3 参照）

### (3) 漁業就業者対策の充実について

- ① 漁業就業者の減少と高齢化の進行により安定的な水産物供給と漁村の活力維持に懸念が持たれていますことから、新規漁業就業者の受入体制整備、円滑な着業促進及び着業後のフォローアップ等の漁業就業者対策の充実を図ること。
- ② 次代を担う漁業後継者育成事業の新規漁業就業者研修期間終了後は、漁船取得など過大な出費があり、自らの漁業収入では生計が成り立たず、漁業を断念する就業者も少なくない状況である。農業においては営農開始後の支援制度があることから、漁業においても新規漁業就業者へ期限を定めた給付金（経営開始型）の支援制度を創設するよう国に働きかけること。

## 資料8-1

### 平成30年度 イノシシ被害額一覧(上位順)

【単位 金額:千円 被害面積:ha 被害量:t】

順位	市町名	金額	被害面積	被害量
1	佐世保市	35,069	32	235
2	長崎市	25,446	72	82
3	諫早市	17,464	16	93
4	平戸市	16,356	15	81
5	長与町	7,257	2	42
6	大村市	6,161	10	72
7	南島原市	5,461	4	54
8	松浦市	4,936	4	42
9	東彼杵町	4,303	5	19
10	雲仙市	3,893	6	18
11	波佐見町	3,031	3	14
12	五島市	2,294	2	14
13	佐々町	2,090	2	11
14	川棚町	1,814	3	8
15	小値賀町	1,587	3	88
16	西海市	1,582	3	8
17	対馬市	1,545	1	43
18	島原市	852	3	5
19	新上五島町	323	0	3
20	時津町	240	1	1
21	壱岐市	40	0	0
合計		141,744	187	933

## 資料8-2

平成31年度(令和元年度)予算 農業次世代人材投資事業【経営開始型・新規分】の配分額

	経営開始型	
	H31(元)年度新規	
	補助金	
	要望額(人数)	配分額(人数)
長崎市	8,250千円(6名)	1,500千円(1名)
佐世保市	3,000千円(2名)	1,500千円(1名)
島原市	3,000千円(2名)	1,500千円(1名)
諫早市	7,500千円(5名)	1,500千円(1名)
大村市	7,500千円(5名)	1,500千円(1名)
平戸市	4,500千円(4名)	3,000千円(2名)
松浦市	6,000千円(4名)	1,500千円(1名)
対馬市	4,500千円(3名)	1,500千円(1名)
壱岐市	6,000千円(4名)	1,500千円(1名)
五島市	9,000千円(6名)	3,000千円(2名)
西海市	2,630千円(3名)	1,500千円(1名)
雲仙市	15,000千円(10名)	6,000千円(4名)
南島原市	12,750千円(9名)	3,000千円(3名)
合計	89,630千円(63名)	28,500千円(20名)

※単身型受給(1,500千円、1名)、夫婦型受給(2,250千円、2名) ※月換算での受給を含む

## 資料8-3

### 放置船等に関する対策について関連資料

県内の放置船等の状況(漁港区域内)(R2.1.31現在調査)

長崎市	36隻
佐世保市	42隻
諫早市	0隻
大村市	1隻
対馬市	25隻
壱岐市	27隻
平戸市	133隻
松浦市	40隻
五島市	42隻
西海市	47隻
島原市	0隻
南島原市	27隻
雲仙市	35隻
合計	455隻



## 第9 地域経済の活性化に関する提言について

地域経済の活性化を図るため、次の事項について強く要請する。

### 1. 地域経済牽引事業への支援措置について

地方税を減免した自治体への普通交付税の減収補てん措置に関し、補てん措置の対象となる資産に償却資産（機械及び装置）を追加するよう国に働きかけること。

(資料9-1 参照)

### 2. 工業団地の整備について

市町営工業団地整備支援事業について、工業団地の整備の規模を問わず、補助率の拡充など、更なる財政支援を行うこと。

### 3. V・ファーレン長崎への支援について

全県をホームタウンとするV・ファーレン長崎について、県民を挙げての応援環境づくりを推進するとともに、地域の活性化につなげていくため、次の項目について要請する。

- (1) 県内全市町で構成する「V・ファーレン長崎自治体支援会議」にて、長崎県が中心的な役割を担い、県内各自治体の連携を推進し、V・ファーレン長崎を県内自治体全体で応援する取り組みを図ること。
- (2) V・ファーレン長崎と自治体が連携し、V・ファーレン長崎の地域貢献活動等を広く県内に展開するため、県内自治体の窓口としてV・ファーレン長崎との連携を図ること。
- (3) 県民応援DAYを県内自治体の観光・物産のPRの機会とするなど、県内自治体及び県民が広く参加できるイベント等の実施及びアウェイサポーターを観光客として呼び込むため、長崎空港内のブースで県内自治体の観光・物産のPRを行うなどの新たな取組みを図ること。
- (4) ホームゲームの応援に行きやすくなるよう、離島など交通費及び宿泊費等の負担が大きい地域への支援を行うこと。

(資料9-2 参照)

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律  
 (通称：地域未来投資促進法)」(平成29年7月31日施行)

<主な支援措置>

①税制による支援措置

○地方税の減免に伴う補てん措置

・固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん

(対象資産：土地、建物、構築物)

○課税の特例

・先進的な事業に必要な設備投資に対する減税措置

⇒機械・装置等：40%特別償却、4%税額控除

⇒建物等：20%特別償却、2%税額控除

②予算による支援措置

○地域中核企業・中小企業等連携支援事業

・研究開発から設備投資、販路開拓等まで一体的に支援

○地方創生推進交付金の活用

・地域未来投資促進法に基づき都道府県の承認を受けた事業計画について  
 は、内閣府と連携し、重点的に支援

③金融による支援

○資金供給の円滑化

・日本政策金融公庫による承認中小企業に対する設備資金、運転資金の長  
 期（20年、7年以内）かつ固定金利での融資

・地域経済活性化支援機構、中小企業基盤整備機構等によるファンド創設

④情報に関する支援措置

○候補企業の発掘等のための情報提供

・地域経済分析システム（R E S A S）等を活用

⑤規制の特例措置等

○幅広い規制改革ニーズへの迅速な対応

・工場立地法の緑地面積率の緩和

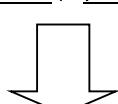
・一般社団法人を地域団体商標の登録主体として追加

○農地転用許可、市街化調整区域の開発許可等に係る配慮

○事業者から地方公共団体に対する事業環境整備の提案手続の創設

**◆固定資産税等を減免した地方公共団体への減収補てん措置の対象資産**

**対象資産：土地、建物、構築物**



**機械及び装置が補てん対象となっていない**

## 自治体支援の状況

### 1 V・ファーレン長崎自治体支援会議

県下市町において、現在のところ直接的な支援(事業)は少ないが、自治体支援会議を設立し、集客支援等について協議を行い、市町ごとに住民招待事業等の取組を行っている。

また、V・ファーレン長崎の地域貢献活動（※学校訪問・イベント参加等）を活用した市町の取組促進等により、県・全市町を挙げてV・ファーレン長崎の支援に取り組んでおり、2020シーズンにおいても、J2での優勝とJ1への復帰を目指すクラブに対して、引き続き支援に取り組んでいく。

【構成】県及び県内全市町で構成

【令和元年度開催状況】令和2年2月19日（水）

V・ファーレン長崎からの報告、県民応援＆県産品愛用フェアについて

### 2 V・ファーレン長崎練習場の状況

諫早市サッカー場、トランスクスモススタジアム長崎

### 3 V・ファーレン長崎選手の長崎県出身者

- ・吉岡 雅和 選手 南島原市出身 長崎総合科学大学附属高校
- ・徳永 悠平 選手 雲仙市出身 国見高校
- ・鹿山 拓真 選手 長崎市出身 長崎南山高校
- ・江川 涌清 選手 南島原市出身 鎮西学院高校
- ・毎熊 晟矢 選手 長崎市出身 (2020シーズン新加盟)

## 第10 学校教育の充実に関する提言について

学校教育の充実を図るため、次の事項について特段の措置を講じるよう強く要請する。

### 1. 全学年少人数学級編制と少人数指導のための教職員の加配措置の拡大について

きめ細かな指導の充実や豊かな個性と創造性に富んだ人材を育成するため、次の事項について適切な措置を講じること。

- (1) 少人数学級編制について対象を現在の小1・2・6、中1の4学年から、全学年に拡充するとともに、小学1、2年生を30人学級とし、その他の学年は35人学級とすること。
- (2) 現状として、少人数指導のための加配教員が少人数学級編制のための教員（担任）として配置され、本来の目的が果たされていないことから、少人数指導のための教職員の加配措置を拡大すること。
- (3) 複式学級の解消、あるいは編制基準の引き下げを実施するための教職員を増員すること。

### 2. 少人数学級編制に伴う財政支援措置について

社会状況等の変化により、学校は児童生徒に対するきめ細やかな対応が必要となっている。日本語指導などを必要とする子どもや障がいのある子どもへの対応、いじめや不登校に関する生徒指導等、学校現場での課題は多岐にわたる。

については、このような重要な課題の解決に向けた少人数学級編制実施のための学校施設等の整備について県独自の財政支援措置を講じること。

### 3. 派遣指導主事の配置について

指導主事は、学習指導要領に基づく教育課程の適切な編成・実施及び学力向上、いじめや不登校に関する生徒指導等への対応など、学校教育に対する多様な要求に応える指導体制を充実するために、極めて重要な役割を担っている。

各市においては、合併による学校数の増加や教育事務所の廃止に伴う指導業務及び事務量の増大に対応し指導主事を増員しているが、各市の財政負担が大きくなっている。については、県教育委員会から派遣指導主事を各市へ配置するなど人的な支援措置を講じること。

（資料10-1 参照）

#### **4. 養護教諭の配置について**

分校及び3学級未満の本校においては、養護教諭が定数化されておらず、養護教諭が加配されていない場合は、専門以外の担任等が保健業務を担う状況となるため養護教諭の配置を定数化することを国に強く要望すること。

なお、それまでの間は未配置の本校及び島部にある分校については優先的に配置を行うこと。

#### **5. 学校事務職員の配置について**

学校事務職員は、予算等の会計管理や教職員の福利厚生に関する事務等を含めた学校内の総務・財務等に関する重要な役割を担っている。

そのような中、分校及び4学級未満（中学校においては3学級未満）の本校においては、事務職員が配置されておらず、教頭が本来の職務に加えて教科も持ちながら学校事務を行っている状況にあるため、事務職員の配置を行うこと。

#### **6. 小中学校における「教育相談員、スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）」等配置に係る財政支援措置について**

教育相談員に関しては、現在、県においては、対策が図られているものの、高度な資格が必要とされ、かつ、少ない人員配置のなかでの活動のため、ふれあう時間・回数も限られ、相談を必要とする児童・生徒の多くが心を開いて相談できるまでの信頼関係を構築することは困難な状況であり、各市においては、高度な資格を要しない相談窓口として「心のケア教育相談員」等を単独事業として配置している。

SC、SSWに関しては、現在、県の派遣事業を活用し、不登校対策等において大きな成果をあげている。市町によってはこのような資格を有する人材の確保が難しい状況にあり、県のSC、SSWの派遣事業を拡張し、配置を増員すること。

また、県において策定された、いじめ防止基本方針では、いじめの防止の対策に専門的知識を有する者の確保のため、必要な措置を講ずることが盛り込まれた。

県においては、こうした現状に応じた財政支援措置を講じること。

(資料 10-2 参照)

#### **7. 学校栄養職員・栄養教諭の配置について**

栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準は給食管理を主眼としているが、食育指導や食物アレルギーへの対応を推進するため、配置の基となっている業務の考え方を見直す必要があることから、県においては、食育指導等の推進のための配置拡充について、国に強く要望すること。また、加配等による増員について県独自の対策を継続し、更に拡充すること。

## **8. 学校図書館充実のための司書教諭の配置について**

図書館教育をはじめとする読書に関わる教育の充実のために、主に学校図書館の経営及び指導面を担当し、学校図書館の機能を活用する学習指導、読書指導、情報活用能力の育成指導等を支援する司書教諭の配置は不可欠である。

については、学校図書館法（昭和28年法律第185号）附則第2項及び学校図書館法附則第2項の学校の規模を定める政令（平成9年政令第189号）の規定により、12学級以上の全ての学校に司書教諭の資格を持つ教諭を配置されたところだが、12学級未満のすべての小・中学校においても司書教諭の配置を行うこと。

(資料 10-3 参照)

## **9. ICT教育環境整備に係る教職員に対する研修の充実とICT支援員配置のための財政支援について**

各自治体において学校のICT教育環境整備を推進しているところであるが、ICTを効果的に活用するためには、機器の導入のみならず教職員のスキルアップが必要不可欠である。

そこで、県においては、引き続き教職員のICT教育に関する研修をより一層充実させるとともに、ICT教育支援を全県的に取り組むため、熱意のあるICT支援員を育成し、その配置のための財政支援を国へ働きかけるなどにより、学校におけるICT教育環境の充実を図ること。

(資料 10-4 参照)

## **10. 長崎県中学校体育連盟及び長崎県中学校文化連盟への財政支援について**

(1)長崎県中学校体育連盟への県の補助金については平成20年度に減額された後、従前の水準まで回復していない状況である。長崎県中学校体育連盟の財政運営の厳しさを鑑み、平成22年度の郡市分担金については増額したところであり、更に平成28年度からは、県大会参加費も求められることとなった。中学生の健全な育成のためには、県と市が連携して推進すべきものであることから、県においては、長崎県中学校体育連盟への補助金を増額すること。

(資料 10-5 参照)

(2)長崎県中学校文化連盟が更に充実・発展するためには十分な助成が必要である。長崎県中学校総合文化祭の充実及び活性化を図るために、全国中学校総合文化祭の成果等を踏まえ、更なる発展に努めるとともに、県代表として九州大会・全国大会に出場する際の実費補助のため、県においては引き続き十分な財政的支援を行うこと。

(資料 10-6 参照)

## **11. 特別支援学級編制基準の緩和について**

特別支援学級に在籍する児童生徒は年々増加しており、また、障害の多様化も進んでいることから、教員1人で指導・対応を行うことは困難な状況にある。

については、児童生徒個々の状態に応じたきめ細かな指導・対応を行うため、現在8人で1学級となっている特別支援学級の編制基準を、6人以下の少人数学級編成で、実態に応じた弾力的な学級編成ができるよう見直しを行うこと。

## **12. 統合型校務支援システムの導入について**

教職員の業務改善のため、県内の公立小中学校において統合型校務支援システムの共同利用の促進が図られるよう、国における実証研究事業の効果について、各市町に対して積極的な情報提供を行うこと。

また、導入及び運用に係る経費に対して財政支援措置を講じるとともに、国にも財政支援措置を講じるよう働きかけること。

## **13. 中学校教頭の教科別現員数の定数外としての配置について**

文部科学省より「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」が策定され、超過勤務の上限の目安時間として1か月で45時間、1年間で360時間を超えないように示された。

長崎県内21市町においても、超過勤務の縮減に向け取り組んでいるところであるが、教頭の超過勤務が課題となっている。

については、超過勤務の改善及び教育全体の質の向上を図るため、教頭の配置を教科別現員数の定数外とすること。

# 資料10-1

## 派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和2年1月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	69	18,975		
	中学校	40	8,659	27,634	33
佐世保市	小学校	44	13,615		
	中学校	24	6,166		
	義務教育学校	2	52	19,833	32
島原市	小学校	9	2,331		
	中学校	5	1,054	3,385	8
諫早市	小学校	28	7,522		
	中学校	14	3,446	10,968	12
大村市	小学校	15	6,270		
	中学校	6	2,943	9,213	11
平戸市	小学校	15	1,479		
	中学校	9	745	2,224	6
松浦市	小学校	9	1,211		
	中学校	7	578	1,789	5
対馬市	小学校	19	1,493		
	中学校	13	740	2,233	7
壱岐市	小学校	18	1,457		
	中学校	4	758	2,215	6
五島市	小学校	14	1,620		
	中学校	11	866	2,486	8
西海市	小学校	13	1,254		
	中学校	6	567	1,821	6
雲仙市	小学校	18	2,139		
	中学校	7	1,060	3,199	5
南島原市	小学校	17	2,097		
	中学校	8	1,111	3,208	7
計	小学校	288	61,463		
	中学校	132	22,579	84,042	146

# 資料10-2

## 小中学校における「教育相談員等」配置に係る財政支援措置について

※人數欄の( )内の数字は県派遣の数字

令和2年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
長崎市	カウンセラーパ派遣	非常勤特別職	– 60回程度	希望校に対し事案に応じた人材を市教委が人選。3時間/回程度。(問題行動等の対応のための児童生徒、保護者、学校への相談業務、いじめ調査)	H16	県配置SC配置校以外の学校を中心に派遣。いじめ調査のため派遣など
	学校相談員	非常勤特別職	20	1日4時間、週2~3日勤務、中学校21校に20人(1名が2校の学校相談員を兼務)を配置。(問題行動等の未然防止を目的とした相談業務)	H16 (H10~15 国)の事業として配置)	H21~H30 中22校 R01中21校
	学校サポートナー	非常勤職員	270 64校に配置	1日2時間、週3日程度、年間105日 全小学校配置予定 (児童の学習支援や教育活動の支援、相談活動等)	H16	H21 小38校 H27 小60校 H22 小38校 H28 小58校 H23 小38校 H29 小58校 H24 小48校 H30 小61校 H25 小63校 R01 小64校 H26 小62校
	スクールソーシャルワーカー	嘱託員	8(0)	1日6時間、週5日勤務、教育研究所に8人配置。(問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築)	H23	平成27年度から長崎市雇用が8人体制となる。
	教育相談員	嘱託員	3(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に3人配置。(不登校児童生徒及び保護者の来所・電話による教育相談を行う。)	H9	令和元年度から3人体制となる。
	適応指導教室相談員	嘱託員	1(0)	1日6時間、週5日勤務。教育研究所に1人配置。(適応指導教室において小集団による相談指導を行い、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行う。)	H27	
	スクールカウンセラー	非常勤特別職	0(35)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H7	H28 小17校 中34校 H29 小26校 中34校 H30 小28校 中34校 R01 小31校 中34校
佐世保市	心の教室相談員	非常勤職員	21	1日半日程度、年間100日	H10	教育委員会からの委嘱
	スクールソーシャルワーカー	臨時職員	4	1日7時間、週3日勤務、青少年教育センターに配置。 問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整、学校内における組織体制の構築、支援	H22	H22 1名 H26 2名 H30 4名 H23 2名 H27 2名 H31 4名 H24 2名 H28 3名 H25 2名 H29 3名
	教育相談員	非常勤職員	– 120回	県配置SCがカバーできない学校を中心に派遣。2時間/回程度。教育相談、カウンセリング、講演会、ワークショップ、事例研究会など	H13	
	青少年教育センター教育相談員	常勤嘱託職員	3	1日7時間45分勤務。青少年教育センターにおける教育相談を担当。学校適応指導教室通級生に対する個別支援も行う。	H4	
	適応指導教室指導員	常勤嘱託職員	1	1日7時間45分勤務。学校適応指導教室通級生における担任業務を行う。	H13	
	適応指導教室補助指導員	臨時職員	2	月14日以内、1日5時間勤務。学校適応指導教室における学習支援や体験活動の補助指導を行う。	H27	
	メンタルフレンド	ボランティア	21	引きこもりの児童生徒の家庭へ大学生等を派遣し、会話などを通して関係を築いていく、学校復帰や社会的自立につなげる。1回2時間の派遣。	H13	
島原市	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(19)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	心の教室相談員	臨時職員	5	全中学校に配置。第一、第二、有明中;1日5時間の週4日。第三、三会中;1日4時間の週2日	H10	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(7)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。全中学校・関係小学校に配置。 全中学校に1日6時間の35週 2つの小学校に1日3時間の35週	H24	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。 1日6時間の35週	H27	
島原市	適応指導教室相談員	臨時職員	2	学校に行けない児童生徒に対し学校復帰を援助する。 1日6時間の週5日を基本。	H8	

※人数欄の( )内の数字は県派遣の数字

令和2年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
諫早市	心のケア相談員	嘱託員	13	週3日程度、概ね年間100日 全小学校(28)に兼務で配置	H14	児童生徒や保護者が悩みなどを気軽に相談できるための配置
	心の教室相談員	嘱託員	7	週3日程度、概ね年間100日 全中学校(14)に兼務で配置	H10	
	少年相談員	嘱託員	5	1日7.5時間、週4日勤務 諫早少年センターに配置し、相談業務等に応じている。	H6	嘱託員2名は不登校児童生徒の学習や体験活動に指導にあたっている。他3名は訪問相談等の地域巡回を行っている。
	スクールカウンセラー	県非常勤職員	0(13)	4小学校、10中学校に配置し、教育相談、カウンセリング等を行う。	H14	県配置(小学校は19年度、中学校は14年度から)
	スクールソーシャルワーカー	県非常勤職員	0(1)	1日7時間、週2日勤務 諫早市少年センターに配置し、教育相談、関係機関との連絡調整等を行う。	H23	県配置
大村市	心の教室相談員	パート職員	19	1日5時間、年間約200日勤務。(悩みを持つ児童生徒の、相談相手や話し相手となる)	H21	H21～H23はふるさと雇用再生事業の補助事業として21名雇用
	スクールソーシャルワーカー	パート職員及び県配置職員	3(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。 学校教育課へ配置。	H15	
	教育相談員	パート職員	1	1日7.5時間、年間約200日勤務。(市雇用のSSWと連携し、不登校緊急支援チームにおいて関係機関との連絡・調整を図る役割を担う)	H28	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(14)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H9	
	適応指導教室長	パート職員	1	1日6時間、週5日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H29	
	適応指導教室内補助指導員	パート職員	3	1日6時間、年間約200日勤務。(学校に行けない児童生徒に集団生活や学習を指導する)	H9	
平戸市	適応指導教室指導員	非常勤職員	2	雇用期間は年間 勤務は週30時間(1日6h×5日) 報酬は月額	H11	R2年度から職種が「会計年度任用職員」へ変更となる。
	スクールソーシャルワーカー	県配置非常勤職員	0(1)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。拠点校2校に曜日別に配置。	H24	
	スクールカウンセラー	県配置非常勤職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
松浦市	適応指導教室指導員	非常勤講師	2	1日7時間30分、報酬は月額 平成19年に開設、市費で1名 平成21年から緊急雇用で1名(平成22年度から緊急雇用分も市費で雇用)	H19	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	週3日(1日6時間)の勤務で、1日に市内中学校2校に勤務している。必要に応じて市教委勤務としている。	H20	
	松浦市スクールカウンセラー	非常勤	1(4)	市雇用のスクールカウンセラーを市教委に配置(年間35週、210時間、1日6時間)している。県配置のSCがカバーできない学校を中心に勤務している。	H26	
対馬市	教育相談員	臨時	4	年間175日以内、1日の勤務時間6時間程度 (中学校4校に配置)	H17	児童生徒の学業や友人関係等の悩みに対する相談活動など
	介助員	臨時	51	年間175日以内、1日の勤務時間6時間程度 (小学校17校、中学校6校に配置)	H17	教育上特別な配慮を要する児童生徒に対する身辺処理、移動等の介助、学習支援、健康管理、安全の確保等を行う。
	教育支援センター指導員	嘱託職員	1	不登校児童・生徒の教育指導及び施設運営業務 1日7時間、週5日	H31	入所者への指導は、月・水・金曜日の10時から15時まで
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日、年間35週を基本 拠点校の中学校1校に配置	H25	問題をかかえる児童生徒が置かれた環境への働きかけ、学校内における組織体制の構築・支援、関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整等
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(3)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校4校に兼務で配置。	H19	児童生徒へのカウンセリング、児童生徒の心の問題等への対応に関する保護者への支援、児童生徒の心の問題等への対応に関する教職員への助言

令和2年1月1日現在

市名	区分	職種	人数	勤務内容等	配置開始年度	備考
壱岐市	心の教室相談員	非常勤職員	4	1日5時間程度、年間100日(3校)、150日(1校)	H18	中学校4校
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(2)	週3日、1日6時間程度、年間35週を基本。 いじめ、不登校対策等として、教育相談、カウンセリング等を行う。学校教育課に配置。人件費(県費)以外の経費。	H27	
	適応指導教室指導員	臨時職員	2(0)	1日5時間、週5日勤務、不登校の児童・生徒に対して市の施設で「太陽」を開室。学校復帰に向けての社会適応と学習指導を行う。	H29	
五島市	学校適応支援員	期間業務員	1	週4日、1日7時間45分、年間200日を。他校に要請があった学校へ週1日、1~2校に派遣できる。悩みを抱える生徒の相談に応じ、心の負担軽減を図る。	H29	H29から学校適応支援員へ名称と配置要領を変更
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(7)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小学校3校、中学校7校に配置。	H13	小学校1校、中学校1校は高校のエリア校配置による
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	0(1)	1日6時間、週3日勤務、学校教育課に配置。問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築等	H20	
	教育支援教室指導員	嘱託員	2	1日5時間45分、週5日勤務、市の施設に開設した「たけのこ」において、学校不適応(不登校)児童生徒を受け入れ、指導自立促進を図る。	H22	
西海市	心の教室相談員	非常勤職員	2	生徒の悩み相談や話し相手、必要により家庭訪問を実施して、学校における教育相談を行う。 1日4時間、年間195日程度、離島を除く全中学校に配置	H17	H22~H23 中6校 H24 中5校 H25~H31 中4校
	適応指導教室指導員	非常勤職員	1	不登校の児童・生徒に対して、個々の実態に応じた社会生活適応指導及び学習指導を行う。 1日6時間、週5日	H19	
	スクールソーシャルワーカー	非常勤職員	1(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	H21~H24県配置 H25.5~H26 1名雇用 H27~県配置 H30~市雇用1名
	スクールカウンセラー	非常勤職員	0(4)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。小・中学校8校に配置。(内1校はエリア校)	H18	
雲仙市	スクールサポートナー	嘱託	28	1日5.5時間、年間210日を上限とし、全小中学校に配置。(複数配置は小学校2校、中学校1校)学習活動支援、教育相談活動等の職務と兼務。	小学校:H18 中学校:H19	
	訪問指導員	嘱託	1	不登校対策として、訪問指導や相談活動など直接的な支援活動を行う。	H22	
	スクールソーシャルワーカー	非常勤	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携及び調整等	H25	
	スクールカウンセラー	非常勤	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。各小中学校に配置。	H17	
南島原市	心の教室相談員	臨時職員	17	児童生徒が抱える悩みや不安等の相談にあたり、児童生徒のストレスを和らげる。 小学校4人、中学校7人、通級型心の教室「つばさ」6人 週4日・4時間勤務。ただし、「つばさ」は週5日勤務	H18	
	スクールソーシャルワーカー	県配置職員	0(1)	問題を抱える児童生徒が置かれた環境への働き掛け、関係機関等とのネットワークの構築等。	H27	
	スクールカウンセラー	県配置職員	0(6)	不登校対策として、教育相談、カウンセリング等を行う。中学校7校、小学校12校配置。	H18	

# 資料10-3

## 派遣指導主事の配置について

各市の指導主事配置状況

令和2年1月1日現在

市名	学校数(校)		児童生徒数(人)	児童生徒数(人) 計	指導主事数(人)
長崎市	小学校	69	18,975		
	中学校	40	8,659	27,634	33
佐世保市	小学校	44	13,615		
	中学校	24	6,166		
	義務教育学校	2	52	19,833	32
島原市	小学校	9	2,331		
	中学校	5	1,054	3,385	8
諫早市	小学校	28	7,522		
	中学校	14	3,446	10,968	12
大村市	小学校	15	6,270		
	中学校	6	2,943	9,213	11
平戸市	小学校	15	1,479		
	中学校	9	745	2,224	6
松浦市	小学校	9	1,211		
	中学校	7	578	1,789	5
対馬市	小学校	19	1,493		
	中学校	13	740	2,233	7
壱岐市	小学校	18	1,457		
	中学校	4	758	2,215	6
五島市	小学校	14	1,620		
	中学校	11	866	2,486	8
西海市	小学校	13	1,254		
	中学校	6	567	1,821	6
雲仙市	小学校	18	2,139		
	中学校	7	1,060	3,199	5
南島原市	小学校	17	2,097		
	中学校	8	1,111	3,208	7
計	小学校	288	61,463		
	中学校	132	22,579	84,042	146

## 長崎県内のICT教育環境整備状況

### 資料10-4

令和2年1月31日現在

市名	電子黒板	児童生徒用タブレット	デジタル教科書	ICT支援員
長崎市 (小69、中40)	理科室に小中全部 特別支援教室に1台 通級指導教室に1台	小:1クラス分 中:モデル校のみ (令和2年度以降、国の補正予算による1 人1台の端末整備を計画中)	小:国語、社会、理科 中:社会、理科、英語	整備無し (令和2年度の整備を計画中)
佐世保市 (小44、中24、義 務2)	H28～R2 全小・中・義務教育学校に2 合整備 必要に応じて学校配当予算 で整備	H30～R3 全小・中・義務教育学校に整備 (全教室に無線LAN整備後、特別教室パソコン、学級用パソコソコン、パソコン室パソコンを着脱式タブレットに移行(教師用はH29～R2))	小:H29～教師用タブレットを整備した学校に国語、算数を整備 他教科は必要に応じて学校予算で対応 中:H28に英語は整備済 H29～タブレットを整備した学校に国語、数学を整備 他教科は必要に応じて学校予算で対応	H29～R4までの6ヶ月事業 1校につき3年配置(1～2年目は2校に1人、3年 目は4～5校に1人配置) H29:5名、H30:15名、R1:22名、R2:25名、R3: 15名、R4:5名
島原市 (小10、中5)	小・中学校各校1台	H31:普通教室(各1台)、PC室(各40台) 合計(各・小中学校へ724台整備)	H31年度中に整備計画を策定し、同計画に基 づきH32年度以降年次計画で整備予定。	H31年度1名雇用。 未定
諫早市 (小28、中15)	【電子黒板】 小:各校1台以上設置(合計 48台) 中:市内で21台設置 【大型テレビ】 小:市内で182台設置 中:市内で93台設置		小:各校外國語科、道徳科(令和2年 度) その他教科は学校予算対応 中:学校予算対応	未定
大村市 (小15、中6)	電子黒板のかわりに55型デ ジタルテレビを各学級及び特 別支援学級に導入済	小:小規模2校に50台配置 H31に6校へ配置(PC教室) 中:H31に1校へ配置(PC教室)	小:5.6年 国語、算数 中:国語、数学、英語	H28年:1人 時給770円×5時間(市雇用) H29年:1人 時給1130円×6時間(市雇用) H31年:1人 時給1150円×6時間(市雇用) R2年:1人 時給1150円×6時間(市雇用)
平戸市 (小15、中9)	普通教室に1台	H29:小(19台)、中(20台) H30:小(67台)、中(52台) R元:小(64台)、中(149台)	小:算数、理(3～6)、社(5～6) 中:数学、理科、英語、社会	H30:1人業務委託 R元:1社と業務委託 R2:1社と業務委託 管理台数の増 加に伴い、予算増の予定。
松浦市 (小9、中7)	普通教室各1台 特別教室分各2台		小:R2導入を検討(算数・理科) 中:R2導入を検討(数学・英語)	平成26年度～平成27年度まで2名、 平成29年度～平成31年度まで市の 雇用で1名配置。今後の配置について は未定。

## 長崎県内のICT教育環境整備状況

令和2年1月31日現在

市名	電子黒板	児童生徒用タブレット	デジタル教科書	ICT支援員
対馬市 (小19、中13)	プロジェクトを各小学校3台、中学校は学級数台数導入済。 タブレットとの無線接続により電子黒板として利用。	小:最大学級数導入(LTE方式) 中:一人一台導入(LET方式)	小:R2に英語(指導者用)導入予定 中:R3導入を検討	未定
壱岐市 (小18、中4)	小:学校規模に合わせ、4~6台 中:普通教室全てに導入	整備無	未定	予定無
五島市 (小16、中11)	全校に配置 普通学級1教室あたり電子黒板付き プロジェクト完備	小学校:147台 中学校: 77台	小:学校が希望する算数2学年分(H28) 中:学校が希望する教科1学年分(H28) ※学校によっては、学校予算でも購入	H29:2名(市雇用1名、業者委託1名) H30:1名(業者委託) R元:2名(市雇用1名、業者委託1名)
西海市 (小13、中5)	全ての学校の普通教室、理科室、音楽室、学校の裁量による場所	全ての学校の特別支援学級に在籍する児童生徒 に対して、1人1台ずつ整備済み ※通常の学級の児童生徒に対する整備について は検討中 ※プログラミング教育に特化したタブレットの 導入を検討中	小学校:国語、社会、算数、理科 ※小学校英語については、学校予算でも購入 中学校:国語、社会、数学、理科、英語	1人(業務委託) ※プログラミング教育の必修化に向 け て、各校への訪問回数を増やすこ とを検討中
雲仙市 (小19、中7)	全普通教室と理科室に1台常設 《整備状況》 H29まで62台 H30 62台 R1 57台	現状として、整備なし 今後は、GIGAスクール構想における財政支援等を 注視し、令和5年度までに可能な限り児童生徒1人 1台を目指に、今後検討を進め予定	小学校:国語、算数、理科、社会 中学校:国語、社会、数学、理科、英語	現状としてのICT支援員の配置はなし 今後の配置予定についても未定
南島原市 (小17、中8)	小:学級1台 計107台 中:各校5台程度 計42台	文部科学省のGIGAスクール構想の実現 に賛する補助事業を活用し、導入するか に検討中	小中:指定校4校 《R02導入予定》 小学校全学年:算数	H29:4人 時給1,010円×5.75時間 190日 (市雇用) H30:4人 時給1,010円×5.75時間 190日 (市雇用・1名欠員) H31:2人 時給1,040円×5.75時間 190日 (市雇用) R02:2人 時給1,050円×5.75時間 190日 (市雇用)

# 資料10-5

## 長崎県中学校体育連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

年度	全国・九州派遣費	県中総体開催費	離島派遣費	事務局運営費	合計
S52	2,000	1,000	1,200	300	4,500
53	2,000	1,000	2,420	285	5,705
54	2,000	1,000	2,884	300	6,184
55	3,000	1,000	2,884	300	7,184
56	3,000	1,000	3,809	300	8,109
57	3,000	1,000	4,200	285	8,485
58	3,000	1,000	4,715	270	8,985
59	3,000	1,000	5,030	270	9,300
60	2,700	900	5,334	240	9,174
61	3,318	1,200	5,382	-	9,900
62	2,700	1,200	5,400	-	9,300
63	2,700	1,200	5,400	-	9,300
H元	2,700	1,300	5,400	-	9,400
2	2,700	1,300	5,400	-	9,400
3	2,700	1,300	5,400	-	9,400
4	2,700	1,300	5,400	-	9,400
5	2,700	1,300	6,880	-	10,880
6	2,700	1,300	6,880	-	10,880
7	2,700	1,300	6,880	-	10,880
8	2,700	1,300	6,880	-	10,880
9	2,700	1,300	6,880	-	10,880
10	2,700	1,300	6,880	-	10,880
11	2,700	1,300	6,880	-	10,880
12	2,700	1,300	6,880	-	10,880
13	2,700	1,300	6,880	-	10,880
14	2,700	1,300	6,880	-	10,880
15	2,700	1,300	6,880	-	10,880
16	2,200	1,100	6,880	-	10,180
17	2,200	1,100	6,880	-	10,180
18	2,200	1,100	6,880	-	10,180
19	2,200	1,100	6,880	-	10,180
20	1,980	990	6,192	-	9,162
21	1,980	990	6,192	-	9,162
22	1,980	1,100	6,192	-	9,272
23	1,980	1,100	6,192	-	9,272
24	2,280	1,100	6,192	-	9,572
25	2,280	1,100	6,192	-	9,572
26	2,280	1,100	6,192	-	9,572
27	2,052	990	6,192	-	9,234
28	2,052	990	6,192	-	9,234
29	2,052	990	6,192	-	9,234
30	2,052	990	6,192	-	9,234
R元	2,052	990	6,192	-	9,234

# 資料10-6

## 長崎県中学校文化連盟に対する県補助金の推移

(単位:千円)

	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
長崎県中学校総合文化祭開催費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900
長崎県中学校総合文化祭離島地区中学校参加費補助事業	800	720	720	720	720	720	720	742	742	742	742	0	742
全国中学校総合文化祭派遣費補助事業	1,000	900	900	900	900	900	900	900	900	900	900	0	900
長崎県中学校文化活動推進校指定事業	1,350	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,215	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515	1,515
全国中学校総合文化祭長崎大会開催事業補助金												4,332	
合 計	4,150	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	3,735	4,057	4,057	4,057	4,057	5,847	4,057

※H30年度の長崎県中学校総合文化祭開連補助金及び全国中学校総合文化祭派遣費補助金については、全国中学校総合文化祭長崎大会開催事業補助金として交付されている。